

刑政

刑務協會發行

第拾壹號 第七拾叁卷

大正十三年十一月一日發行(每月一回一日發行)



行刑の進化

行刑はだん／＼進化して居る。進化とは大きな刑務所を作るの謂ひではなく、罪人をなくすること、そのなくする爲めの手續の進歩を謂ふのである。

従來行はれた様に、行刑を行刑として扱ひ、行刑上の教育と社會上の教育とに確然區別を置くとき、其處に行刑の暗礁が生れる。従來の行刑は自ら此の暗礁を作り、進化することを自ら避けて居た様である。

吾人は、知らず知らずの間に教育と考へなかつたことから色々の教育を受けて居ることを意識せねばならぬ。芝居活動寄席著音器等總て娛樂と考へられて居たものはからずも大きな教育を司どつて居た。しかし、かの一八七〇年のシンシナチ行刑會議が『受刑者の世俗的教誨を』と叫んだその材料を求めるに、此等總てよりするに非ざれば果して何から求められよう。

特殊處遇は人を辯目にする。行刑が特殊處遇である爲めに従つて行刑は困難な事業とされて居る。之れからの吾々は行刑の進化の爲めに行刑の特殊處遇を社會的に解放することに努力せねばならぬ。

最近當局が試みるに至つた活動や著音器を此の意味に於て是認する。東京日日紙の椅子欄で掲げられた様に受刑者の末梢神經を弄ぶと見ることも辯目であり、又或論者の翻ふ様に此れが爲め刑の威力にさわりがあると見るも辯目である。

要するに、行刑は社會の人間を作る目的を持つて居るのだ。

口 編 輔成會創立十周年紀念司法保護事業大會開會式

行刑の進化……………卷頭言

刑罰執行に於ける感化思想……………(三)

保健技師の職務に關する考察……………(九)

刑務所製品の原價算出に就て……………(一九)

行刑作業に就て……………(二六)

能率の梗概を論じて刑務所の作業に及ぶ……………(三七)

蓄音器使用に對する感想……………(四八)

未決勾留者の分房拘禁に就いて……………(五三)

刑務所及び刑務作業に關する國立(合衆國)委員會の一九二二年度に於ける事業報告……………(五九)

レコード音楽ニ對スル感想……………(六九)

行刑統計……………(七四)

叙任……………(七九)

刑務令規……………(七九)

シユミット述(譯)

芥川 信(九)

江村繁太郎(一九)

前田 靜雄(二六)

太田 欽吾(三七)

近藤 亮雅(四八)

寺崎 勝治(五三)

會報……………(七九)

東西南北……………(七四)

會報……………(七九)

刑罰執行に於ける感化思想



ハム刑務所長 ドクトル・シユミット述(譯)

一九二三年八月一日のプロイセンの刑務所服務並びに執行規則 („Dienst- und Vollzugs-Ordnung für die Gefangenenanstalten der Justizverwaltung in Preussen v. 1. Aug. 1923. (DVO.) は一九二四年一月一日施行せらるゝに至つた。之を以てプロイセンの刑務所並びに其他の行刑施設の管理並びに服務規則中に存した二元主義が終末となつた譯である。實に一九一八年四月一日以來全刑務所の管理並びに職務監督は已に司法省に移され、由て今迄内務省の管轄に屬してゐた凡ての懲役監(Zuchthaus)及び多くの大刑務所の管理は撤廢されたのだけでも、猶ほ服務規則は統一されなかつたのである。内務省の管轄に屬してゐた行刑施設に向つては一九〇二年十一月十四日の服務規則(Dienstordnung)司法省の管轄に屬する刑務所に向つては一九〇八年十二月二十一日の監獄規則(Gefängnisordnung)が適用されてゐたので規定が區々であつたが、今や此の好ましからざる状態は除かるゝに至つたのである。

右の監獄規則はその第六條で刑罰執行の目的として、「受刑者の道德上の福利を増進し、且つ自由復歸の後常規の生活を營むの準備を與ふるため法律並びに管理規則に従ひ刑罰を執行す」との旨が記さ

れてゐる。一方服務規則 (Dienstordn.) 第三條に由れば、「自由刑の執行により受刑者をして法想を燃せしめ、彼等を道徳的に改善し且つ釋放後の常規の生活に適應せしむべく、之を教育すべし」とある。一九二三年六月七日獨乙各州政府によつて同意せられたる「自由刑執行の原則」(Grundsatze für den Vollzug von Freiheitsstrafen) (RGBl. Teil II. Nr. 23) は刑罰執行の任務として、その第四十八條に、「受刑者をして必要なる限り規律に服せしめ且つ作業に親ましめ、再び罪を犯さざらしめんが爲め、道義の念を堅固ならしむるに在りとしてゐる。茲には報復思想は全く排斥せられ、感化思想が著しく高調せられてゐるのである。此の一九二三年六月一日の原則に基いて、今度の新しい D.V.O. は更に一層詳細に執行の意義を明かにしてゐる。その第二章第五十二條には、「刑罰の苦痛を科し且つ規律を支持し、由て以て精神上並びに道徳上の向上を謀り、健康と作業能力とを維持するに努むべく、特に釋放後の規則正しい生活に資するための教育を有効ならしむべきである。此等の目的は受刑者の人格、行狀及び履歴を考慮し、正義と人情とを以て、確固不拔の意志により眞摯に遂行せらるべきである。女性、犯罪の素質、年齢については特に注意が拂はるべきである。名譽心は力めて之を強めなければならぬ」とある。少年受刑者については第四百四十五條に「手工其他の職業の一種を學ばしむることに努むべく」とあり、且つ理論並びに實際の修養を容易にすべきである。特に少年受刑者は凡て職業學校、農業學校、家政學校の教程に従つて組立てられた。講義に出席せしむべきであると 547220 (§ 120 Abs. 4)

此等の根本思想が實際の制度となつた時初めて、裁判所によつて言渡された刑罰に意義を與へるのであつて、裁判所の刑の言渡は刑の執行によつて、初めて實際の生々した意義と價値を有つのであ

る。故に刑罰執行の規準となすべき規定が、如何なる精神を以て制定せられたかは非常に重大な點である。D.V.O. は單に報復と威嚇とを刑罰執行の目的とする思想、並びに刑罰に代ふるに純然たる教育上の準則を以てせんとする見解とは全く離れて、しかも亦同時に刑罰を犯人自分招きたる災害として認めながら、刑罰執行に感化的効力を具有せしめ、且つ懲治と紀律とに基いて刑罰執行をして、釋放後の眞面目なる生活を建設せんが爲めに、役立たしむるを以て、此の規則の王たる目的としたのである。此の規則に定めた感化作業 (Ethische Arbeit) の條件となるものは無標準無差別に流るゝことを避けることで、之に代ふるに受刑者の異つた型に従つて作業を個別化することである。然し此の事については受刑者の人格、その生物學上並びに心理學上の特徴、その履歴、教育、家庭並びに社會的關係等を詳細に知悉する必要がある。で、之に關しては典獄は判決の理由及び量刑の理由とを合せて之を承知し (§§ 17 Abs. 1, 61 Abs. 6, 67) 且つ指紋を撮取して置くべきである。收容 (Unterbringung) の種類 (獨居、雜居、第六十五條) は感化といふことを考慮した後個別化の精神に従つて定めらるべきことになつてゐる (§ 66, 68)。作業の賦課については第百〇三條に、「規則正しい就業は刑罰執行の基礎である」と曰つてある通り、受刑者をして不斷有用な作業に従事せしめるべきで、「出來得る限り受刑者の智識程度、健康狀態、年齢、職業並びに學級について考慮が拂はるべきもの」とある (§ 103 Abs. 5)

感化のための作業 (Ethische Arbeit) は刑罰執行に於て意志を鍛練し、元氣を作興し、且つ受刑者を經濟的に社會化し、勞働の人生に於ける義務たることを知らしめ、一定の手工、農業、其他の職業を習得せしむるによりて與へることができるのである。然しながら意志を鍛練し、自制力を強固に

すべしは意志を萎縮せしめなければならない。發揚せしめなければならない。此の目的を達するには刑期中受刑者に或る目的、彼等の轉倒した意志にも可能であり、且つ同時に達成するの價值ある或る目的が與へられなければならない。即ち恩典、善行の承認、刑罰執行一部の宥恕、及び最後の目的として條件付きの刑の免除としての満期以前の釋放等である。かくして受刑者は勤勉、善行、自制によつて一步一步自己の境遇を改善して行くべきである。此の刑罰執行に於ける累進思想は一九二三年六月七日の各州政府の採用したる原則に於ては「段階に於ける刑罰の執行」(「Strafvollzug in Schulen」)と名づけられ、其の目的は「受刑者が自己の意志を振作し又は制御するの價值ありと信すべき目的を與ふることにより」長期刑に服する受刑者の道義心を促進するに在りとせられたのである。此の段階に於ける刑罰執行は「峻嚴の度は受刑者の改悛進歩に従ひ、漸次減ぜられ、尚ほ種類と程度とにより漸次高めらるべき恩典によりて緩和せられ、終に自由に復歸するを得るの程度にまで軽減せられる」といふ根本の觀念の上に築かるべきものである。實は DVO は名稱に於ても、組織に於ても段階に於ける刑罰執行を未だ知らないもので、各州政府は經驗の積まれた後、初めて此の執行に向つての統一的原則に一致の同意を與へやうとするのである。然れども之にも拘らず累進思想は § 53 Abs. 3 DVO に於て、勤勉善行による恩典の授與(例へば一種類の日刊新聞紙の購讀、繪畫生花による房内裝飾、カレンダー等の備付、著作の許可、自營作業 Selbstbeschäftigung、休業時間の倍加等)は徒らに目的なく正規の強制作業を軽減するものとなるべきにあらずして、刑罰執行の一般目的を達成せんが爲め、受刑者の性情に適應して行はるべきものであるといふ觀念によりて、實現せられてゐるのである。此れについては恩典の撰擇、順序、量定等に際しては豫め刑期の長短を考慮すべきである。

若し犯罪の原因にして遺傳的なもの、性格的なもの、又は社會的の事情に基くものである場合に、刑罰執行の効果を及ぼし得るものは單に個人的な性格的な動機の上のみ限られるのであつて、社會的な原因については何等の影響を及ぼし得るものではない。然しながら刑罰執行は社會的な原因に對しても徒らに手を袖にして傍觀してゐるものではないので、熱心に釋放者保護(Entlassungsinfolge)の問題に注意し、且つ實際に断えず協力を致して惜まないものである。刑務所に於ける感化作業(ziehmungsarbeit)が自由を恢復した後に良好な効果を顯し得べきためには常規の生活と並びに就職收入の道の講ぜられることが最も重要な條件である。是に於てか DVO が「凡ての刑務所職員、特に看守部長(Vorzierher) 教誨師、教師は力を保護に致し、已に拘禁中より受刑者の家族關係に對し特に意を用ひ釋放後、は之が輔佐となるべき」ことを要求したのは正當なことである。尚ほ保護機關、福利官廳、勞働者コロニー、瘋癲院、宗務所、職業紹介所、經濟團體、特に數多き私立慈善團體は協調的の盡力を致すべきである。然しながらかかる社會的に重大な問題に對して何等の了解のないやうな悲しむべき現在の状態に在つては、いつまでたつても酬ひらるゝことのない任務といはなければならぬ。

DVO の基礎觀念には誰れも固より反對するものはない。然しながら此の觀念の實現については前途遑遠で多くの困難に打勝たなければならぬのである。感化作業も多くの受刑者に對しては見込みはないのである。然し單に困難は受刑者の側のみ存してゐるのではない。尚ほ其上に建築上の理由が存してゐるのである。財政状態は「犯罪者の高等學校」(Vorbereitungsschulen)と呼ばれても誤つてはゐないやうな、單に雜居監として設備された時代後れの刑務所に代ふるに、近代的思想に適應した

設備のある刑務所を以てすることを許さないものである。尙ほ此の上に刑罰執行を委託されてゐる人々の事も忘れてはならない。さらだに已に十分重い職務を有つてゐるのに、受刑者の感化といふことは更に高遠な要求を此等の執行官吏の上に置くのである。「刑罰の執行並びに各箇の受刑者の運命に參與する執行官吏の努力を鼓舞する」で、此れは DVO の第四十七條で、凡ての特別の即ち本官として典獄 (Vorsteher) を置きたる刑務所に採用せられたる職員會議 (Beamtenbesprechungen) の主たる目的としたものである。此の事は今迄は單に内務大臣の管下に在つた刑務所の服務規則に於て知られてゐたものなのである。ともかくも最後の問題は人である。其人を得て初めて凡ての規定に意義と内容とを與へることができるのである。DVO の思想と内容とを生きた創造的な現實の制度となすには一に緊つて刑罰執行に任ずる官吏の職務に對する熱心と誠實と監督長官の才能と協力とに存するのである。

(Deutsche Juristen-Zeitung, den 1. Juni 1924).

動物が裁判されて

種々の刑に會ふ

狐の裁判はイソップにあるが、アメリカでは黒狸々の裁判があつた時は現代でも一九二四年である。被告なる狸々は、或見世物小屋の一員であつて、煙草を吸ふ術を教へられて居たのである。或夜インヂアナに於て、例の如く得々として彼はシガアを啣へて煙を輪に吹いて居た、然るに俄然として彼は州制定の禁煙法違反に依つて逮捕され、五弗の罰金を食つた、勿論彼が金を持つてゐる筈が無いから支配人が代りに拂つた。

是は極新らしい判決であるが動物が被告に立つた例は古來其だ少くない、昔は刑罰上最も重いのは死刑であり、輕いのは追放であつて人間と少し違ふ、勿論情狀酌量の恩典もある、例へば佛國法廷で一人の子供を殺したと云ふ廉で一匹の牝豚が彼女の愛子六匹を連て被告に立つた、彼女は有罪と宣せられて絞罪に處せられた併し可憐なる小豚諸君は未だ頭はないと云ふので放免された例がある。

保健技師の職務に關する考察 (一)



芥川 信

緒言

大正拾壹年拾壹月監獄が刑務所と改稱されたと共に監獄醫は保健技師(技手)と改稱された。この監獄が刑務所と改稱されたのは單に名稱の變更のみでなく是迄の行刑方針に教化保護の觀念を特に加味する主旨を聲明したものであつて我が行刑制度上の一大革新である。従つて監獄醫が保健技師と改稱されたのも如上の意味に副ふものである。

即ち従來の監獄醫といふ名稱は單に受刑者の疾病を治療するといふ消極的の意味を現はしたに過ぎないものであつたのであるが、今日に於ては受刑者の健康を保全することは國家の當然の責務であることを「保健」の二字で表徴したばかりでなく、尙進んで行刑の目的に一致する保健上の施設は之を積極的に實行すべきことを表はした次第であつて頗る意義を有してゐるのである。

この有意義であるところのものを實現しやうとせば保健技師の職務の範圍内容はどんなものであるかを考察し、保健技師自ら之を理解するばかりでなく刑務所長以下刑務の實際に關與して居るもの全員に充分了解せられることは最も緊要な事であると信する次第である。

保健技師の職務を考察するに當つては先づ其地位を知らなくてはならないと思ふ。保健技師は收容者の保健に任ずる者であつて彼の精神界の改導に任じつゝある教誨師と相俟つて心身の啓蒙を期し一面戒護作業と相併行し自由刑執行の本旨に適合することに努力しなくてはならないものである爲、其職務の權域に就ては行刑上最も重要な地位にあるものである。

この故に余は茲にこの行刑上の重要な地位にある保健技師の職務に關し聊か卑見を披歴し、一は以て保健技師諸彦の三省を乞ひ、一は以て他の刑務官の了解を希ひ以て行刑衛生の發達に貢献し、行刑の効果を幾分なりとも向上することを得ば幸これに過ぎたる者はない。

保健技師の職務の範圍

保健技師の職務の範圍は頗る廣大である。刑務所に收容せられてから釋放せらるゝ迄の間に於ける收容の拘禁生活に關係のない点は殆んどないと稱するも誤りでない程廣いのである。如何となれば收容者の拘禁生活に於ける森羅萬象は人體の生理的作用に不可分の關係を持つて居るからである。然るに保健技師の職務は今尙屢々毎日の工場診察、病舎の診療等のみである様に一般に信ぜらるゝばかりでなく、保健技師自身も多くはこれ等に偷安を貪つて居るとの批難を聽取することあるは遺憾とする處である。

目下新築工事改築工事又は一部模様變等をなして居る刑務所は少くないのであるが、此等の刑務所に於て其刑務所の建築衛生の諸點に關し保健技師に諮問を爲すの所長は多いだらうか、又反對に其等保健技師が自己の刑務所に於て行はれて居る諸工事に關し建築衛生上細密周到な觀察をなして所長に

意見を提出するものは多いだらうか。

又收容者の主食副菜品に就いて形式を離れ實質的に諮問なすの所長或ひは此等に關し合理的の觀察をなして改善を求むるの保健技師は多いだらうか。文書を以て爲さるゝ情願或ひは巡閱官に爲すの情願等より考省するに收容者が如何に多く糧食に關し情願を爲すかによつても上述の所長又は保健技師の注意の完全でないのを思はしめるのである。余が斯く云へば此の種の情願は彼等情願者の常套語であると批難するの士も多い事と信ずる。勿論余と雖彼等情願者の爲す情願の全部を認むる者では全くない。併し余は幾割かの割引を爲して情願を見るのであるが、情願中には行刑上考慮すべき幾多の材料のあるのを往々認められるのである。

猶余は本論外に亘る事項ではあるが、幾多の刑務所に於て情願を爲すの數に理解することの出來ない現象のあることを一言したい。目下の拘禁區分に於て所謂不良兇惡者を集禁してある刑務所に於て情願者の多いのは自他共に承認するの傾向であるのは事實であるが、相當多數の收容者を收容して居る刑務所であつて集情も良好であると斷言し難いのに不拘殆んど一名の情願者もないのは事實である。勿論所長の手腕力量等によつて少なきを期し得ることであるが、一名もないの事實は少くとも余は不思議の現象と思ふ者である。殊に巡閱に際し當所には一名の情願者ないとか又常々所長面接者は殆んど無いか斷言せられるゝに不拘實際に就ては尠くない情願者のあるのを實驗したことのあるのは遺憾の至りである。余は無用な情願は勿論歡迎するものではない、然し必要な情願は勿論許すべきものと考へる。殊に所長が收容者と必要な面接をなすのは集情を觀察するに最好適の機會であると思ふ。故に所長たる者は常に機會を利用して集情を省察し又巡閱等に際して情願を希望する者あるとき

は之れを拒否すべきではないと思ふ。
 其他收容者の被服貸與の實際に當り被服類各種の保温量、清潔度等被服衛生上の着目点が眞に如何なる状態に行はれて居るかに就いて所長保健技師相互間に理解して實施し居る人々は多數だらうか。所長の達示等によつて規則は完美しておる様ではあるが實際に於ては甚だ規則に反してゐるのを發見せらるゝことは稀れだらうか。

なほ昨今の様に收容者をして職業の訓練、勤勉の風習を養成するの手段として作業に意を注がるゝのときに當り收容者の健康診査を完全に行ひ如何なる作業に適性であるか意見を提出する保健技師は多いだらうか、又所長として此等の点に充分なる理解を持ち保健技師をしてこの種の仕事に興味を持たしめる氣分を有するの士は多いだらうか。

斯の様に保健技師の職務の範圍は仔細に之れを觀察するときは行刑實質の各部分に關係を持つて枚舉に暇がない程である。

故に保健技師の職務範圍の大體の輪廓に就いて知ることには最も必要であらう。この爲めには茲に比較的適當と思はるゝ普魯亞刑務所規則による保健技師の職務範圍を引用することは無益ではないこと、信ずるを以て次に掲げやう。

普魯亞刑務所規則に依る保健技師の職分

- (イ) 所内を衛生警察上の監督を爲すこと
- (ロ) 第四十一條の規定による受取及第百十五條第一項の規定による釋放の場合收容者の身體検査を爲し且つ其の結果を記録に記入し疾患時に之を治療し且つ必要に應じ收容者の健康状態に注意を拂ふべきこと

態に注意を拂ふべきこと

- (ハ) 獨居拘禁に付せられたる收容者を居房に訪問すること
- (ニ) 第七十一條の規定による懲罰を科することに關與すること
- (ホ) 收容者の健康状態及び所内の衛生状態に關する凡べての問題に於て所長を補佐すること
- (ヘ) 病舎を指揮すること
- (ト) 官吏の事務能力及び刑務事務に任命せらるべき希望者の健康状態に關し必要なる判断を與ふること

(チ) 指定の報告及び統計表を作成すること

而してこの他英、米兩國等に於ける保健技師の職務も亦勿論この普魯亞のものに大同小異である。然しながら余は茲に保健技師の職務範圍を次の七項に區分するときは最も適切だと思ふ。

- (一) 健康診査
- (二) 診療
- (三) 被服、食糧、建築の衛生
- (四) 作業、拘禁の衛生
- (五) 防疫及び清潔
- (六) 其他の事務

保健技師の職務の範圍が廣ければ廣い程内容が淺くなりがちであるは自然の數である。故に保健技師の様な職務範圍の廣汎であるものにあつては常にこの点に細心の注意を拂ふて内容の充實を企圖することに心掛けねばならないことと思はれる。内容を充實しやうとすれば其仕事の目的と性質を完全に理解し熱心を以て之を實行しなければ到底不可能である。又拘禁生活は所謂自由を剝奪せられたもの、精神生活及び物質生活である爲これに關係する保健技師の職務の内容は實に微妙な關係を各方面に有して居るものであるから、常に慎重な注意を要するものである。

之を要するに保健技師の職務の内容は深く且つ微妙であつて行刑上重要な地位にあるものである。

(一) 健康診査

健康診査は保健技師の職務の中で最も重要なもの、一である。而もこの健康診査は實に保健技師自体が主となつて執る職務の一で殆んど他の干渉を受けないといつても可いのである。随つてそれだけ責任も亦大である。又この健康診査は病疫を未發の中に覺知して各適應して處分を施行するのであるが故に健康診査の不注意から急性傳染性疾患の存在を觀過する様なことがあつたならば一刑務所の安危にも關係を及ぼす程重大な關係を持つて居るものである。故に保健技師たるものは最も慎重にこの職務を執行しなければならない。

健康診査は大別してこれを二方面となすことが出来る。一は身體健康診査で他の一は精神健康診査である。身體健康診査は概ね体格、營養、体重、身長、胸圍、四肢、視力及辨色力、齒牙、聽力、其他の身體各部等の項目に分類して各部に精細、正確な診査を行ひ身體全部の健康状態を評價すべきである。而して今日迄我が刑務所で行はれて居る健康診査の項目は前記の項目から辨色力、齒牙、其他の身體各部を除いて精神状態を加へて居る。故に此等の項目に就いて精細正確な診査が行はれるならば略ぼ完全に近いものでなければならぬのである。然るに各刑務所の實際は何うであらうか。各項目に就いて普通の觀察は出來て居るだらうか。余は往々健康診査は保健技師の補助者が體重の秤量となすに過ぎないとの批難を耳にする。又胸圍の如きは計らないものもあるとの罵詈をも亦聞かされることがある。斯の様なき余は常に主張するのである。體重や胸圍は勿論正確に計量せられねばなら

ないばかりでなく今や現時の刑務所の健康診査の項目の様なもの改善せられねばならない。時勢は推移して居るのであつて身體の健康診査は一層正確を要するばかりでなく今や精神の健康診査を實施しなくてはならないのである。而してこの精神健康診査は日進月歩の勢で發達しつゝあるを以て目下は少くとも叡智、感情、意志の三界に分ちなほこれ等を細別して精神の健全を判定し身體の健康診査と相俟つて作業種類の撰定に對する一大有力な資料を作りて提供するの要あるは勿論實にこの收容者の精神状態を鮮明ならしむるは行刑上個別處遇の根底をなすものであるを以て最も精細に又正確に調査せられなければならない。幸に健康診査断簿には精神状態なる欄あるを以て一層行刑官の必要とする精神状態は是非共調査されなければならないと思ふ。彼の英國に於て保健技師任用上精神病学の造詣深きを一大要件としてあるは矢張り如上の目的に副ふ爲めであらう。又本年四月開催の行刑醫學講習會に於ても特に精神病学精神考査等を一重要科目とせられたのも同一理由に基くもの、様に考へられる。其他この健康診査の際に可及的犯罪人の人類學的の調査をなすことも亦犯罪人類學のみならず刑事學、刑事政策學上に貢獻する所以であるを以て常に周到に觀察すべきである。彼の刑事人類學の權威であるロンブローゾ教授の學說に一大駁論を發表した英國のゴリング博士の如きは實に英國の保健技師であつたとの事である。

健康診査を施行する場合は大別して之れを三種となすことが出来る。第一は收容時の健康診査第二は收容中の健康診査第三は釋放時の健康診査である。

(一) 收容中の健康診査 收容者に對し其收容時には必ず最も精密な健康診査を身體精神の兩方面に行ふことを要するは詳説するの必要はないと思ふ。而して其主眼とするところは犯罪人類學の説く特

徴はあるだらうか。傳染病の病毒を携有しては來ないだらうか。特種の疾病に罹患しては居ないだらうか。刑期を無事に終らし得る可能性はあるだらうか。精神状態は拘禁生活によつて精神病を惹起するの虞れはないだらうか。身體、精神は如何なる業種の作業を賦課するを最も適當とするだらうか等である。従つてこれ等は收容者各個人に對する行刑の根本方針を決定するに必要であるばかりでなく一般行刑上重大な影響を持つて居る事項もあるので最も正確であらねばならない。正確であるには保健技師自ら實施するを要するは明である。實に收容者の健康診査は行刑の基調を爲すものであるを以て保健技師の診査の結果は一般行刑官の信頼を得る様に行ふことが第一肝要である。否これで充分であるのである。彼の收容時の健康診査は形式にながれるとの批難の如きは一蹴すべきである。

(二) 收容中の健康診査 收容中の收容者に健康診査を施行する場合は之れを大体三分類することが出る。(A)は拘禁別による定時の健康診査(B)は懲罰執行に關する健康診査(C)は隨時健康診査である。

(A) 拘禁別による定時健康診査 拘禁別にする定時の健康診査は行刑の結果收容者に不良な影響を及ぼして居ないだらうか又不知の間に恐るべき急性傳染病に罹患して居ないだらうか等を觀察するを主要な点となし居るを以て我が監獄法施行規則では雜居拘禁の成年者は六ヶ月毎に一回少年者は三ヶ月毎に獨居拘禁の成年者は三ヶ月毎に一回少年者は毎月一回の健康診査を規定して居る。故に各收容者の收容後拘禁別相當の期間に診査すべきであつて彼の往々學童の健康診査に見る集團診査の方法は排斥すべきである。如何となれば集團診査は形式に流れやすく多數を短時間に診察するの結果精密を缺くの虞れがあるからである。又茲に一言したきは獨居拘禁の健康診査である。この獨居拘禁の健康診査は身體、精神の兩方面に特に嚴密な觀察をなして行刑の資料を提供すべき覺悟を以て行ふべきこと

とである。其理由とするところは獨居拘禁者は身體を障りし或ひは精神を損傷して所謂拘禁精神病を發生するの虞れがあるからである。

(B) 懲罰執行に關する健康診査 此處に於ける懲罰とは健康上特に直接損傷を及ぼす減食罰屏禁罰である。規程によれば保健技師はこの懲罰の執行前後に健康を診査すべしとある。この場合の健康診査を觀察するに往々其の執行後身體に異常なしなどと判定を爲すものもある。然しながら斯る現象は殆んど改められなくてはならない。如何となれば懲罰執行後は勿論懲罰執行の日數によつて種々ではあるが身體健康診査の一大目標である體重には變化否な減量を表はすからである。唯だ今日の科學に於ては五百匁又は七百匁の體量減少は身體の健康に未だ有害であるとの確證を直接示すことが出来ないのである。然し余はこれ等の目下問題とする必要がないといはれて居る體重の減少は身の抵抗力を減弱し疾患に罹患しやすき素因と疾病に對する抵抗力を薄弱ならしめるといふことは證明すること出来ると思ふものである。往々一般人の體重の六七百匁の減少は問題ではないと輕視せず被懲罰者の健康診査に於ては常に身體、精神の各部分に細心の注意を拂ひ他日一大健康障りを惹起するの確證を獲得される日を期待するものである。なほ目下と雖も懲罰執行時は又は執行中又は執行後顯著な健康障りを發見したるときは正常な主張を爲すべきである。この事項は保健技師の行刑上に於ける重大な使命である。

(C) 隨時健康診査 收容中に於ける收容者の隨時健康診査は所内に於て傳染病の發生又は其の徴あるとき又は收容者一般の健康状態に憂慮すべきヒントを得たとき又は轉業を願ひ出づる者あるとき又は所外に傳染病の襲來ありて危險の虞れあるとき等に行はれるのである。故にこの健康診査は迅速に

而も目的とする場合、に應じ臨機應變の診査をなして正確を期さなくてはならない。殊に傳染病流行時のものにあつては保菌者の檢索などは是非實行せられねばならない所である。

三 釋放時の健康診査 收容者に對し其收容時と同じく釋放時には必ず注意深い健康診査を實行せなければならぬ。この場合の健康診査の成績は二方面に觀察するの必要があるのである。一は釋放者個人に對するものである。即ち釋放者は收容時に比較し健康状態を低下したるや向上したるやを考省し以て釋放後眞に活動に耐え得るや否やを觀察し釋放者保護事業家に釋放者の保健上の注意を喚起しなければならぬ。又釋放者自身にも必要な注意を與へて釋放を意義あらしめなくてはならない。他の一面は行刑上の參考資料となすことである。即ち釋放者各個人の拘禁生活によつて變化したる跡を綜括考量するの方途に出で以て行刑處遇上の改善に關する有力な資料となすことを心掛ねばならない。然るに現時我が行刑法規上に於ては唯だ健康診斷簿に出所時なる項あるのみで必ず釋放時の健康診査を爲すべしとの明文がないのは遺憾である。これは是非共法規上に規定しなければならぬ重要な事項である。

其他この場合と異體同一の意味で他所に移送せらるゝもの健康診査がある。これは釋放時の場合から演繹することは勿論出來るのであるが往々批難を招く場合があるから一言したい。それは自己の刑務所に病弱者又は患者を多數收容することは昨今の様に作業の獎勵せらるゝ場合には利益は寧ろ少いのである。故にこの種のものは移送しやうとする傾向があるではないかと疑はしめるのである。彼の移送後直ちに病舎收容となり甚だしきは死去すると云ふ様な例も稀れではあるが耳にしたことがあるのは其證ではあるまいかこの様な事は官廳間の不徳義を曝露するばかりでなく保健師が正義を無視したものである。故に移送時の健康診査は他の刑務所に移送するのであるから充分な診査は必要がないなどいふ事は大なる誤解であつて是非完全な診査を施し如何な微かな疾病でもこれを有するものがあつた時には移送先に注意すべきである。(未完)

刑務所製品の原價算出に就て

江村 繁太郎

(一) 從來の本問題

(二) 原價構成の概念

(三) 原價の階段

(四) 工場費の賦課方法

(五) 原價計算の方法

(六) 結

近來刑務作業の發達に伴ひ、作業の管理、能率、機械、規格、等に付熱心に諸氏の研究を紙上に發表せらるゝをみて、快心にたえぬ、茲には出來た製品の値を如何に算出するかの大體を研究したいと思ふ。

(一) 從來の本問題

刑務作業の歴史である。受負業は、原價の計算を企業家の計算に移し、受刑者各自の勞力を賃金に換へむとするもので、作業經營は至極簡單である、かゝる作業の行はるゝ時代に於ては本問の研究は必要が殆んどない、併し今日のやうに工業化して來ると、製品の値段を如何様にするかと云ふことが當然生じてくると思はる、殊に官司作業に就ては、原價計算を研究するのも、無益のことでないと思ふ。出來た品物が世間へ出て、安い、高いか、は當該工業の盛衰に影響するは申までもない。(勿論需給關係は別)從來刑務所の製品は堅牢で、安いと云はれてゐた、が近來民間で能率の高い機械を使用するせいでもあらうが、前の様に、安いと云ふことをあまり聞かない、これは従前極端に安かつた直後でもあり、且つ一面當路者が作業經營に就き、目覺めたからであると思ふ。安く賣る必要もない

が、又高、賣るを能ともしない、要は適切なる賣價を得たいと思ふ。

(二) 原價構成の概念

原價は如何に構成せらるゝかといふに、製造又は加工の費用の集計である、其主なるものは材料(刑務所では普通素品と稱す)、勞力(賃金又は工錢の形にて表はす)及諸費用にして、之を原價の三大要素と云はれてゐる、細別すると次の如くなる。

A 原料	直接原料	○ 諸費用	直接費用
	間接原料		(イ) 工場費
B 賃金	直接賃金	間接費用	(ロ) 營業費
	間接賃金		

直接原料とは、製造其物の原料として使用さるゝもの、間接原料とは、工場に於ける供給品の如き又は或る製造品に特に課すること不便なるもの、原料は總て直接原料として考ふるを便と思ふ、直接賃金とは職工に支拂ふもの、間接費用とは、一定の仕事に對して直接支拂ひたる旅費手當等の如きもの、此の費用は特別の場合に起るものにして、普通一般の場合には直接費用なるものはない。間接費用とは直接費用にあらざる、他の總ての費用をいふ、其の特質は製品の製産高に比例して増減の極めて微弱なる點である、この間接費用は原價計算に最も複雑な關係があるから、以下更に細別して研究する。

(1) 工場費

工場費とは、工場に於ける總ての費用で、其の主なるものは、油類、動力、藥品、消耗品等又は直接原料に賦課せざりし運賃等である。人件費として、主任者、工場監督、門衛、工場番人、掃除夫、其

他の雜務、作業技師助手等の給料手當、此の外試験費、検査費、工場維持費、建造物、機械器具の減價償却金等である。

營業費とは事務費である、營業全般の經營及販賣に關する費用の總稱で、例せば事務員の給料旅費、雜費、廣告料、通信費、保険料、販賣費、税金、利息、地代、動産不動産の減價償却等の類である。

(三) 原價の階段

前述した原價の構成概念を寄せ集めて、茲に始めて原價が生れる、即ち原料、賃金、諸費用の合算額を得て、製造原價とする、之を段階に分類すると、

- (A) 素價……………原料と賃金の合算額
- (B) 工場原價……………素價と工場費の合算額
- (C) 總製造原價……………工場原價と營業費の合算額

刑務所にては、素價、工場原價、總製造原價、の何れによるべき哉、工場原價を以て製品の原價としたいと思ふ、素價を以て製品の原價とした時代もありしこと、信ずる、總製造原價を以て、製品の原價とせしことは未だ之を知らない、尤も作業の施行方法、又は會計法規の改正等により、現狀を變改せられたるときは、營業費即ち事務費をも加算したる總製造原價を以て製品の原價とするも可ならむ、現在各刑務所の實際に於ては工場原價を算出せらるゝや否、素價に幾分の加算額をなし、賣價とせらるゝにあらずや、論者或はいふ、作業技師の給料等を加算するが如きは營利會社の計算法にして作業訓練の意味を有する刑務作業には適用し難しと或は然らむ、茲には一般工業の原則により申述したるもので、損益計算を度外視するならば、本問の研究は止む、机上で考へても現在の刑務作業には、

受負業、委託業、官司業の三業態があり、一業態の中更に數十の業種がある、尙一業種の中規格の違つた數十種があり、工場原價算出に餘程困難があると思ふ、此の困難を除去する爲め、特定の作業は標準表によつて整理することが行はれる、これは原價計算の一方法である標準表を作るにしても以上の概念に據りたいと思ふ、此の點に付ては(五)の原價計算方法で概説する。

(四) 工場費の賦課方法

工場原價は原料、直接賃金及工場費によりて決定せられ製造原價は工場費に營業費を加算し決定する、刑務所の製品原價は工場原價に準據したいことは前説明の如し、故に本項に於ても工場原價の賦課法を研究する、製品が其種類形状品質を同じくし且つ、各製品に要せし原料費と支拂ひたる賃金とが同じきとき、換言せば各製品の素價が相等しき場合には、間接費を製品に賦課する方法は其總額を各製品に平等に算入せば可ならむ、然るに種類形状品質等を異にする物品、刑務作業の製品の現狀に於ては第一使用せし原料は其分量品質價格を異にし、第二製造に要したる労働者の等級分量等をも異にするが故に、全體の生産品にかゝる間接費を前例の如く、各種製品に對し平等に課することが出来ぬ、そこで工場費即ち間接原料たる油類動力、消耗品、並に工場監督、作業技師等の賃金を素價に對し如何なる割合を以て賦課するやの問題を生ずる、前例の如く刑務作業は、業態、種類、規格を異にするから一層困難を生ずる譯である、二三の實例を引用して本問の參考に供したい。

(イ) 賃金を標準として賦課す

ある期間に支拂ふ全體の直接賃金が、同じ期間に要する工場費の總額に對する比率を特定品につき仕拂ひたる賃金に乗じ得たる額を以て當該製品に賦課すべき工場費と見做す、

實例、特定工場の最近三ヶ年位の一ヶ年平均工場費を計算し、一方同上の計算法により一ヶ年の總賃金を算出する、而して此の比率を作る、例せば一ヶ年度内の工場費を二千圓とし、賃金を一萬圓とするときは、此の比率二〇%なり、或る産出品の製作に一千圓の賃金を仕拂ひたるとせば、該品の工場費は二百圓となるが如し。

(ロ) 労働時間を標準として賦課す

ある期間に於ける製造全體の労働時間数が、同じ期間に要せし工場費の總額に對する比率を特定品の製作に要したる労働時間數に乗じ得たる額を以て當該製品に賦課すべき工場費と見做す。

實例、前實例の統計法により、當該工場の労働時間總數と、工場費の比率を算出す、例せば一ヶ年度内の労働時間總數四千時間とし、工場費貳千圓とするときは、此の比率五十錢なり、或る産出品の製作に労働時間五百時を要したりとせば、該品の工場費は二百五十圓となるが如し。

(ハ) 機械使用時間を標準として賦課す

主として機械作業に用ひらるゝものにして計算の方法は前例と略同じ。

(ニ) 素價(原料代と賃金)を標準として賦課す

計算法前例と略同じ

其他工場費の賦課方法に就ては、多々有之べし將來の研究に委することとする。

(五) 原價計算の方法(區別)

工業の性質又は製品の種類により、原價計算の方法を區別し刑務作業に適用し得るや否を研究することとする。

(1) 請負原價計算法

契約を結び一定の代價の下に請負をなす工場に於ての原價計算法である。例せば建築業、造船業、大機械製作業、等で、此の計算法によれば工場費は擧げて請負物件に賦課することを得べく、原價計算法としては、至極簡單である、現在の刑務作業にては如斯業種は無之様思ふ。

(ロ) 單原價計算法(同種類の製品を産出するもの)

生産品の單價に付原價を計算する方法である、例せば釀造業、石炭採掘業、製氷業等に用ひられ、一石一噸一斤等に付何程の工場原價を要したるかを算出する、故に同種類の製品のみを製造する場合には、最も簡單に原價を計算し得る。

(ハ) 複原價計算法(製作程度を異にする製品)

同類にして製作程度を異にする製品に對する原價計算法である。例せば小機械、自轉車、自働車、家具、農具、製靴等の原價計算に用ひる、これ等の工業は同一種にても製品の等級別多く各原價を計算するの煩にたえず、分業に於ける原價即ち自轉車とすれば、其構成部分たる、車體、チェン、ハンドル、等を單位とし分業の工程に對する原價を測定せむとするのである。

(ニ) 工程原價計算法(原料の性質に轉換を行ふ製品)

原料の性質に轉換を行ふ製品に對する原價計算法である。例せば化學工場、食料品製造業等の如きは此の計算法による、二種に區別する、

(A) 單式工程原價計算法

一種製品を作るに各工程を要する工業に用ひられ、原價計算として簡單である、例せば紡績工業の

類である。

(B) 複式工程原價計算法

二種以上の製品を作り合して或る一種の製品を製作する場合の原價計算法にて、其方法頗る複雑せるものである、例せば鑄造業などは此の計算法による。

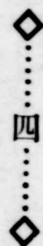
要之に原價計算法に付ては多種多様の方法あるべしと思ふ、右の例は單に其の一部概念に過ぎず、又刑務作業に適用し得るもの、得ざるものあるべし、計算の筋道をたつるは、整理上徒勞を省き、尙會計検査に際しても理路明かにして得る所多かるべしと思ふ。

(六) 結

以上述べ來りたるところは、原價算出の一般基調を提示したるに過ぎず、之を以て直に其の全部を刑務作業に適用すべしと云ふにあらず、益發達の可能性を有する刑務作業に伴ひ、當然研究を要するものと思ひ、いはゞ問題を提示したるに過ぎず、實際の狀況に於ては、作業工程の極めて簡單なるものあり、工程の長く複雑せるものあり、種々なる關係より作業工程の進行を障害せられ、豫期の効果を收め得ざることあり、一概に之を論じ難きは日常經驗せらるゝところである、されど作業經營に付ては一定の確立せる方針を進むと云ふことは最も必要にして且つ力あることと思ふ、工場費の人員費を製品に賦課し工場原價によるべしと述べたる點に付製品原價の高騰をおそるゝ議論も有之べし、然れど一般工業に於ては營業費をも加算せるを以て、工業としての概念より、相當と思料したるものである、私しの知る所によれば、製品の精算に當り電氣動力の費用を誤算の爲め加算せざりし作業原簿を見たることがある、從來の受負作業の計算になれて、原價算出の觀念が薄さにあらざるやを疑ふ、將來刑務作業の發達に伴ひ諸氏の御研究と御教示を願ひたい。(終)

行刑作業に就て(續)

前田 靜雄



現在採用せられて居る作業の形式には三つの方法がある。之を簡単に説明し其利害得失を考察することにしたい。

行刑作業の三方式

- (一) 官司作業
- (二) 委託作業
- (三) 受負作業

(一) 官司作業に就て

官司作業は官が自ら作業の經營及管理を行ふものであるが其性質に依る時は之を左の二種に分けるが適當であると思ふ。

- (イ) 官司業 甲
- (ロ) 官司業 乙

茲に甲乙と呼ぶこととするが現在の制度に於ては別に區別が附けられて居るのでないことを斷つて置く。

官司業甲は刑務所に於て自ら作業原料を購求し、且つ作業用機械器具を設備して刑務所作業技手或は其他の作業指導者の指揮監督の下に製作を爲し(イ)一般市民或は(ロ)官廳公共団体若しくは(ハ)官廳公共団体關係者個人の需要に應ずるものを云ふのである。

茲に官廳と稱するのは製作を爲した刑務所を除いた他の官廳を指すのである。

官司業乙は官司業甲の方法を以て製作刑務所自らの必要に依り作業するもので、即經理作業に外ならないのである。

(二) 委託作業に就て

委託作業は刑務所に於て自ら作業用機械器具を設備し需要者より材料を提供せしめて刑務所作業係員の指導の下に製作又は修繕を爲すものである。

茲に一部分の材料は官に於て補充することを得ることになつて居る。

(三) 受負作業に就て

受負作業は受負人が機械器具、原料及作業經費一切を負担し、作業指導者を備ひ製作又は修繕を爲すものであつて、刑務所は單に受負人に對し受刑者の勞力を貸與して之れが勞力に酬ゆる賃金を得るものである。

官司業は受負業、委託業に比して行刑の目的に充分に副はしむることを得る點に於て優れると共に適當と認むる業種の撰擇が自由であつて且つ職業訓練施行上最も適當なものである。然し乍ら總ての點に於て會計法規の支配を受けるのであるから經濟上敏活にして適宜の措置を採ることが出来ない爲に、其の經營が他の二者に比して非常に困難な所があるのである。

委託業に於ては原料の購入、製品の販路に就ては官司業の夫れに反して刑務所には何等の心配を要しない利點があるが、作業の統一及繼續と云ふことは得られない欠點があるのである。即ち絶えず委託者を求めなければならぬし委託者の替はる毎に製品の違ひ、製作方法の異同があり、職業訓練の施行上に多少の支障を生ずるのである。

受負業に至つては、刑務所は作業經營に何等の困難なく唯受刑者の勞力を貸與すれば足るのであるから、受負契約を了すれば其の作業には永續性が附與せられ、官は手数を勞することなく受負賃金を確實に收め得るのである。然し乍ら受負業に於ては受刑者の個性に就て顧慮する遑なく就業せしむるのであるから、職業訓練の實を擧げることが不可能であり、且つ受負業に於ては其の業種中に比較的職業訓練に不適當のものが多くのである。縦令適當のものであつても受負人が營利業者である以上、能率にのみ重きを置き受刑者の職業訓練に就て考慮を拂ふ餘裕は更にないのである。之れが爲め受刑者は其の業種の一部分には相當に熟練するも他の部分には極めて拙劣であると云ふ結果、彼等が釋放後技術の一部分のみにて生計を保つことは非常に困難であり、又現在施行せられて居る受負業に於ては、分業的技術は何等價値のないものである。

受負業に就ては尙今一つの欠點がある。即ち財界の不況に依り直ちに左右せられ、賃金の値下、原料の欠乏に依つて官は惱まされるのである。彼等受負業者は財界好況の際には賃金値上を出來得る限り拒み、不況の聲を聞くや直ちに之を理由として賃金値下を強要し就業人員數の減員を請ひ、又作業原料の供給を遲滞して威嚇するのである。

是等の諸點を考察するに受負作業は出來得る限り整理して唯臨機作業として残すに止めることが

策を得たるものであると、云ふ結論に到達するのである。

次に作業收益の見地より三方式を考察すれば受負業に於ては單に受負賃金を官が取得するに止まるものであるが、委託業に於ては一般原則として官司にて機械器具を設備し作業技手をして指導せしめるのであるから、受負業に於けるより能率は勢ひ上位にあり技術員給料、受刑者賃金、動力費、其他の經費を加算したる額に對し相當の利益を加へたる金額を依頼者より委託賃金として請取ることが出来るのであるから、受負業に於けるより收益は遙かに優るものである。然し乍ら委託業に於ては、素品の大部分は依頼者の提供に係るのであるからして官司業甲の如き廉價なる素品を高價なる製品に轉換せしむることに依つて來る（勿論作業經費は官司業委託業の熟れに於ても同様であるから之を控除したるものとして）差額の利潤を刑務所が取得することが出來ないのである。之の點は委託業に於ては依頼者の利益となるに反し、官司業甲に於ては上述の利潤を委託業に於ける收益に附加することを得るのであるから官司業甲は作業三方式中最も優秀なるものたる所以であるのである。即ち官司業甲にあつては原料購入方法に依る利潤と作業全体を通じて最も合理的で且つ最善の方法を以て作業を施行し得るのであるから能率増進に關しては少くとも委託業と同等なるか然らずんば委託業の上に位するものであることは、之を等閑視すべからざる點であると思ふ。委託業に於ても個人委託又は特別注文の委託を除けば之れ亦官司業甲と異ならざる能率たらしむることを得るものであるが、原料購入による利益は之を排除して居るものである。

官司業乙に關しては刑務所常備夫及自應用作業であるから之を論ずるの要はない。唯刑務所經理作業として其の刑務所に相當する規模で作業を施行すれば足りるのである。

◆……五……◆

官司業甲には外國の例によれば、二種の方式がある。即ちスタート・システム(官用主義)と稱するものと、フェルカウフ・システム(販賣主義)と呼ぶものがある。スタート・システムは他の官廳或は公共團體の需要に應じ又は官廳公共團體の關係者の需要を充たすものである。然るにフェルカウフ・システムは限られた範圍の需要にのみ應ずるのみではなく物品を一般市民へ販賣するものである。

今吾が行刑作業の現状に就て見るに官司業、委託業と稱するものは主として前者に屬し其の内容は官廳、公共團體の委託或は個人委託に限られ其の數量及規模も概して大きくはない。殊に官司業と稱するものは自應用のものが多く二三の刑務所を除いては甚だ振はざる状態にあるのである。即ち現在の官司業は茲に謂ふ官司業乙に屬するものが大部分を占めて居るのである。現在施行せられて居る官司業甲に就て見るに、二三の特殊作業刑務所を除けば主として個人(一般市民に非ざる)より注文を受け且つ個人の希望に任せて品種の一定せざる作業を爲すものであるから、規模は熟れも小さく一つの業種の内でも製作品の種類は多種多様に亘り其の數量に至つては少數宛で、纏つた數量の製作は稀である。故に之を作業成績の點より見れば、製品の不定である爲め能率は遞下し、素品及勞力に就ては非常な不經濟な仕事をする事となり、時勢の進展に従つて作業の擴張、發展を爲すことは至難となるのである。今後に於ては受刑者の職業訓練上又作業能率上、個人關係の注文を少なからしめ、官廳、公共團體より取纏め仕事を引受けると同時に一般販賣方法に於ける作業方式を之に併營することが最大急務であると思惟する所である。

官司業甲は國家經濟上より且又受刑者の教養、殊に職業訓練上より考察するも亦之が擴張は忽せにすべからざるものである。官司業にあつては受刑者の職業訓練に適當なる業種を選擇し施行し得るも、官司業に非ざるものは此の點に困難を伴ふものである。殊に受負業にあつては業種の選擇は不可能であり、職業訓練上適當と認め難きものも多く、又受負者の雇傭せる作業指導者をして作業に當らしめるのであるから、作業に關し研究する餘地に乏しく、爲めに作業に對する受刑者の興味をも缺乏せしめ、能率は遞下し従つて技術の向上を鈍からしめる弊害が伴ふのである。而して受負業は受負者より官が唯受刑者に對する賃金を受けるに過ぎず、業種に於ても比較的單純で受負者は唯自己の收益を擧げることのみ汲々として受刑者の教養には何等の考慮をも拂はないのである。尙又今日の如き財界不況の時に當りては受負者より値下、廢工等の申出尠なからず受負業が財界の状況により支配せられることは他の二方式に比して甚だしきは前にも述べた所である。

之を要するに受負作業は受刑者の職業訓練上積極的に其の効果を擧げることが誠に困難であるのみならず行刑作業の生産能率を増進せしめる見地よりしても最も消極的な作業たることを免れないのである。受負業は唯多數の受刑者に最も簡易に作業を興へ得る一方法であるが、行刑方法の改善進歩した今日に於ては、此の消極的方法を捨て、之に更ふるに新時代に適合せる作業の施設方法即ち官司業甲を受刑者に課し徹底的に充分なる指導、監督の下に作業を習得せしめることが必要であると思ふのである。

◆……六……◆

次に現在施行せられて居る官司業(甲に屬するもの)並に委託業に於ける欠陥に就て考察することとする。

(一) 一般會計に依るのであるから新規事業の經營、材料の購入を充分に行ふことが出来ない。
 新規事業を実施せんには豫算は見掛上非常に膨大となるから、勢ひ委託業の形式を採らざるを得ないこととなるのである。

(二) 故に製品の販賣は制限を受け官廳、公共團體の委託又は官廳、公共團體の關係者等の個人委託に止まるのであるから、之が擴張には限度があり時勢の進展に應ずべくもないのである。

(三) 製品の販賣は前述の如きものであるから、作業は一般に製作品の種類を定めることが出来ない。注文者随意の注文であるから其の數量は極めて少なく品種のみ多くなるのは止むを得ないことである。故に之を作業經營上より見れば甚だ思はしくない結果を生ずるのである。即ち之が爲め作業能率は不良となり、時間、勞力及素品は非常の不經濟を來し、且つ職業訓練の施行は困難となり僅かに技術を有する受刑者のみ就業することを得るのであるから技術熟達上何等價値のないものである。

(四) 今業種の擴張をなし作業能力を増加せんとするも依頼者の欠乏する時は如何ともすることの出来ない欠陥がある。之と同時に地方によつては依頼者若しくは注文を申込んで來る團體の數は僅少であつて販路に限度があるから、之が擴張をすることが出来ないものがある。

斯かる現状にあるのであるから官司業甲並に委託業の企劃に對しては充分に考慮し又注意しなければならぬ所が多いのである。

今茲に官司業甲の擴張に就て殊に留意を要する左の諸點に就て私見を述べやうと思ふ。

(1) 民業に對する壓迫

(a) 製品の販路關係

(b) 投下資本(就業費)の膨脹

(1) 民業壓迫に對する方策に就て

民業に對しては製品の價格と其の數量とに注意して壓迫を爲さざる様にすることが必要である。從來の如き製品の評價に於て賣價が市價に比して餘りに低廉に失するものを一般販賣に附する時は民業壓迫の非難を受くるに至るのであるから、賣價を決定するに當つて製品の出來榮を考慮に入れて市價に準ずる程度に引上げる時は何等の非難を受けることはないのである。即ち官司業製作品の標準規格を定め、製品の統一、並に賣價の市價に對する比率の統一を計るのである。現在に於ける官司業の製品が非常に安價であるにも係らず民業壓迫の聲を聞かないのは、其の數量の餘りに少き爲めである。之を擴張し生産數量が多くなれば必ず逢着する問題である。次に製品の價格は相當の引上げを爲すも市場を攪亂するが如き大量販賣をする時は是亦非難の焦點を構成するものである。然るに行刑作業が進展するに於ては作業能率上勢ひ大量生産的となるものであるから、此際製品の販賣方法の宜しきを得ない時には集約的大量販賣となり民業壓迫の實を生ずるのである。故に此の點に就ては特殊販賣機關を設置して配分的、均霑的に販賣する方法を探るならば是亦何等の非難を受くることは無いと思ふのである。

之を要するに官司業を擴張せば從來の如く製品の需要を官廳、學校其他の公共團體より之を求めると同時に一般市民の需要にも備へ、之が販賣方法は前述の非難救濟策よりしても亦大量生産の作業方針よりしても、適當なる販賣機關を設置して各地方へ普遍的販賣を爲し、決して一地方に集約

的大量販賣により民業に恐威を逞しうするが如き方法は避けなければならぬのである。

(ロ) 製品販賣方法に關する方策

官司業甲の擴張に伴ひ、其の販賣方法は之を委託販賣機關の設置によることが最善の方策と思考する所である。

其の方法に就て述べれば左の通りである。

(1) 最も手近な方法としては刑務協會を利用し同協會に刑務所製品販賣部なるものを設置して製品の販賣に關する一切事務を取扱はしめ、官廳、公共団体及一般市民に對し需要供給の斡旋を爲さしめる方法である。又就業費の都合上、官司に於て原料の購入に困難なる時は該製品販賣部をして原料の購入に就ても取扱はしめ刑務協會の委託作業なる形式を採らしむるも作業施設上の一方策であると思ふ。地方に在つては重要箇所刑務協會支部を置き其等の事務を取扱はしめるのである。

(2) 一般製品陳列販賣方法として各地に於て信用ある商人と契約の上之をして陳列販賣を爲さしむるのである。

(3) 半官的刑務所製品販賣會社を設置して原料製品に關する營業を行はしむる方法を採ることも出來やうと思ふ。

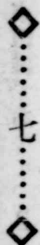
(4) 各地方に在つては上述の特定販賣機關支部を設置するか或は同販賣部をして各地方商品陳列所物産陳列館の如き公私立の商品販賣機關に委託販賣の契約を爲すことも一方法と思惟する所である。

(5) 尙官公立商品販賣機關又は商業會議所等を利用するに於ては各地方の産業振興に資する所以であるから、寧ろ司法省に作業監督機關を置き農商務省と直接交渉を爲し、之が施行に際し相提携して諸種の便宜を得ることは一方策たるを失はないことと思ふのである。

(ハ) 就業費の膨脹に對する方策

官司業甲を擴張せんには必然的に投下資本即ち刑務所に於ける就業費の見掛上(茲に見掛上と謂つたのは就業費が唯膨脹するのではなく従つて歳入調定額はより以上増収せられるからである)の大膨脹を來すのであるから、之が豫算は一般會計に依り他の振合上預算査定の時或る制限を受けるのである。それが爲めに勢ひ行刑作業が多少の不利を忍んで委託業に偏倚しなければならぬ運命となるのである。故に之が欠陥を除いて、職業訓練、生産能率、及作業收入の増進を計り國庫の増収を貫徹せんが爲めには須らく刑務所特別會計法なるもの、設定せられんことが急務であることを思惟するものである。

唯茲に考へなければならぬことは特別會計を作業のみに就て行ふこととする時は餘りに其の額が少ないので資金の運轉が滑らかに行かない欠點があるから、刑務所經費の全部を以て之を特別會計となし、作業の擴張を劃り其の収益を以て諸經費に充てること、せば生産的部分は能く消極的經費を補ひて尙餘りあることとなり、國庫が行刑に關する負擔を大ひに輕減せしめ得ることが出来るのである。



最後に、今後採るに適當と認められる作業方針に就て今迄述べ來つた諸項を綜合して結論を下すこ

と、する。

刑務所製品は從來粗雑であつて、且不体裁極まる世評を往々耳にする所であるが、之は要するに作業指導者の適當なる者を得られざると其の指導機關の完全しない爲めであるから、官司業甲の擴張に就ては、現在の狀況に鑑み堪能なる技術者を招聘し指導の任に當らしめると同時に、各刑務所に於ける作業に就て之を監督指導し、統一を計り、作業の配分、材料の補給、製品の販路並に作業の企劃等に關する事務を取扱ふ作業中央監督機關を司法省に設置し、作業をして時勢の進展に遅れざらぬ、製作品は精巧且つ嶄新、常に社會の需要に應じ得るものとすることは刻下の急務である。而して官司業甲により積極的に行刑の目的を貫徹せしむると共に國家經濟上、生産能率の向上を計り、受刑者の職業訓練を充實せしむることを期し、作業の性質及經濟上即ち就業費の膨脹、製品需要關係等の方面より官司業甲と爲し得ざるものは之を委託業として施行するを可とすべく、又販路關係により擴張を期することを得なかつた地方にあつては、委託販賣の特定機關に依るを可とすべく、現今財界不況の爲に受負業が受くる打撃は官司業甲の擴張に依り之を救済する方針を採ることとするのである。

結論—要するに、今後に於ける行刑作業は前述の條件の下に官司業甲を主要作業とし之に配するに委託業を以てし、受負業は臨時作業として採るに止め、熟れも技術的、組織的工業を施行し職業訓練の實を擧ぐると共に科學的經營法を採ることを要するのである。(完)



能率の梗概を論じて刑務所の

作業に及ぶ

(九月十三日當會にて開催せる茶話會の席上の講演速記を抄載します—文責記者)

太田 欽 吾

エフシエンシー(能率)といふ言葉が日本に這入りましてから既に十三年になるかと思ひますが、まだ十分に國民に理解されないやうに考へるのであります。能率とは綜合的の學問である、色々の學問を綜合して始めて眞純なる能率が生まるゝのであります。私は之を分類致しまして精神的能率、科學的能率、此二つに分けたいと思ふのであります。精神的能率は即ち宗教的の能率である、科學的能率は亦五つに分けることが出来る、物理的能率、技術的能率、心理的能率、生理的能率、事務的能率、此の五つものが集つて始めて完全なる科學的能率が生まるゝのであります。

之を翻つて考へて見ますに、「能率とは人と人との問題である」此人と人との問題であるといふことが綜合的の學問であるといふことに歸着するのだと考へるのであります。能率の生活は常に本然の要求に活きんとするのであります。「能率の生活は相笑ひ生活である」決して睨み合ひの生活ではないのであります。是が最も大切なこととだらうと思ふのであります。能率に對する色々の非難攻撃があります。それは大抵能率とは物質偏重である、能率は労働を機械化するものである、或は人間虐待であるといふやうなことを申しますが、此非難攻撃は能率が綜合的の學問であるといふことを忘れて居る爲めであらうと考へるのであります。私は常に澤山の所謂模範的の工場或は科學的經營法を實施して居る工場を見て居りますが、科學的に立派に經營されて居る工場であつて、そこにストライキ

が起る、能率的に經營されて居る工場であつて猶且澤山のロスがあるといふことを常に見ますが、是は要するに此精神的方面、人と人との關係といふことを閑却して居る爲めであると考へるのであります。若しも能率が総合的の學問であるといふ考を以て能率の研究に進んだならば、是等の非難攻撃は自ら釋然として氷解することだらうと考へるのであります。

★★★

科學的經營法とは、科學的に組織し、支配し、さうしてそれに依つて能率を頂點まで發揮する方法である、此方法に二通りの要素がある、それは時間研究タイム・スタディと動作研究モーション・スタディの二つである、時間研究は一つの仕事を遣り送けるのにどれだけの時間がかかるかといふことをストップウォッチで研究して、さうして標準を發見する方法であります。此時間研究の効果はどんなものであるかと申しますのに、先づ第一に賃銀の標準が是で決まる、それから怠惰を防ぐことが出来る、仕事の進度が分る、仕事の進行、動意に對して正確なる判断を下すことが出来る、正直の従業者を保護することが出来る、是が時間研究の直接の効果であります、詰り無駄な時間を節約して、さうして全能率を發揮するのと、それから正確に賃銀の標準を極めることが出来るのが時間研究の目的であり又結果である。テラーは此時間研究の主なる目的は労働の正確なる結果を知ることであつて、此目的に到達することに依つて賃銀問題が解決されると言つて居る、此時間研究からテラーが考へ出しました賃銀支拂方法は差別率ディファレンシャル・レートのシステム、出來高拂ピストン・システムであつて、此賃銀支拂方法もテラーの澤山の弟子達の研究に依つて色々研究されたが、それにも色々な非難缺點がある、それを改善して又色々な方法が出来た、即ちガント式、ハルセー式、フキツカー式、ローワン式、エマーソン式、パウム式斯ういふ風に色々な式がある、茲には唯斯ういふ支拂方法があるといふことだけに止めまして、先に移らうと思ひます。

もう一つの要素即ち動作研究は、無駄な動作を省略することを研究する所の方法である、初めの時間研究を作業の分解と云つて居りますが、此方法は運動の分解である、運動を各エレメントに分解しまして、此運動は必要でない、

此運動から此運動に移つた方が宜いといふやうなことを研究する方法であります、是に付ては有名な話があります。フランク、ピ、ギルブレスといふテラーの弟子があります、此人は煉瓦積作業の實驗を夫婦で約三年間も續けてやつたのであります、さうして從來十八の動作を要したのを五つに省略し、五つの動作で十分出来るといふことを研究して、さうして從來一時間百二十枚積んで居つたものを三百五十枚積むやうになつた。此研究の結果ギルブレスは「モーション、スタディー」といふ本を書いて居ります。

能率は生理學的に研究しなければならぬ、是が最近疲労の方面から研究されて居る、元來疲労は感じでは分らないのであります、大して疲れて居なくても非常に疲れた感じがするのである、そこで此疲労を知るのには、どうしても疲労の起つて来る所の各因子に依つて研究しなければならぬ。

先づ人間が一番最初に疲れるのは中樞神経である、それから末梢神経、それから筋肉、斯ういふやうな順序で疲れて来る、筋肉が疲労したといふことの分る時は、中樞神経も疲労し、末梢神経も疲労して居る、さうして筋肉の疲労に移つて居る、其恢復には簡單なる疲労でありますたならば休憩に依つて治る、併し休憩も亦重業と輕業の場合では其關係が非常に違ふのであります、製糸工場のやうな軽い極く容易な手先の仕事には午前中の休憩を廢して居る所が澤山あります、休憩をした爲に却て能率が下る、だから休憩する必要がないといふので、午前中の休憩を廢して居る所があります。

運動を調律的にやることは疲労を豫防する爲に最も必要である、事務を遊戯的にやることは非常に仕事の捗が行くさうして疲れない、書記(クラーク)の仕事は遊戯的に調子を取つて楽しくやるのが或は宜いかと私も考へて居るのであります、それから自動性が失はれた場合、段々疲れて来て調律的の運動がなくなつた場合には、知覺に刺激を與ふることが疲労を恢復する一つの手段であります、兵隊が行軍して居る時、喇叭を吹いて調子を合せて進んで行くことと疲労が直ぐに恢復するといふやうなことは非常に面白いことで工場の作業にも應用すべきことだらうと考へるのであります。

それから工場環境、照明とか湿度とか換気とかいふやうなことが能率に影響し、能力に關係するといふことは申す迄もないことであります。それと食物であります。日本人は一体粗食に甘んずる傾向がある、食物などはどうでも宜いといふやうな考が傳統的に日本人の頭を支配して居る、けれども是非非常に考ふべく又改めなければならぬ悪弊だらうと考へるのであります。

是等の研究が科學的經營法の上に重要な關係を有つて居る、それから段々進んで來まして、セレクトション、スタデキー或はトレーニング、スタデキーといふやうなものになつて來た、セレクトションは適材を適所に配するといふ理法から出たものであります。是も矢張り心理學的に研究されて居る、心理學者はメンタルテストに依つて之を研究して居るのであります、けれどもメンタルテスト萬能ではないと考へるのであります。

それから訓練、これは精神的能力に屬するものである、能率的に教養し、さうして能率の合理的の理解を持たせるには、どうしてもそれに適應するやうに訓練しなければならぬ、所が此訓練も傳統的の訓練が多い、例へば工場で働いて居る人の側に新しい人を連れて來て、さうしてそれを傳統的に教へて行くといふことをやつて居る、科學的經營法では斯ういふ訓練のやり方を廢して、さうして熟練の移轉といふ言葉を用ひて居ります、熟練の移轉といふのはインストラクションに依つて即ち命令書に依つて教へて行くといふ方法を取つて居るのであります、どうしても一般の作業の中に混ざつて教ふることは外の作業の能率を阻碍する傾向がある、それで訓練は別にやつて居る。

其次は組織である、サイエンチフィックタマネージメント科學的經營の組織はどうなつて居るか、從來の工場では軍隊的の組織即ちミリタリ、システムで、僅の組長或は職長の下に澤山の従業員が附いて軍隊的にやらして居る。それを機械的の管理に變へて居る、それはどういふやり方であるかと申しますと、フランシス・ガバート、マクドナルド、マフアジック、ガバート、此二つに分ける、さうして參謀部では仕事の骨子たるべきもの、考案研究、命令、監督といふことを一つの部門に集めてそこで専門的に研究するのである、さうして其研究が出來上つたものをインストラクション、カード、指圖書に依つて現場に傳へる、現場は其研究された軌道を眞直に唯簡單に走つて行けば宜いのであります、詰り仕事をする人

と、それから仕事を監督命令する人とが全然區別されたのであります、即ちプランニング、デパートメント(參謀部)で計畫された仕事の指圖書に依つて、従業員は唯一つの仕事に努力する、さうして仕事の出來、不出來といふやうな責任は一切參謀部に歸して仕舞ふ、従業員は從來のやうな仕事の責任といふやうなことから離れて、其責任が監督専門家の手に移つて行くのであります、さうして訓練も亦參謀部で研究されたインストラクションに依つて訓練をして行くといふ組織になつて居る、是が科學的經營法の根本であります、從來の經營法では人の問題が先であつて、さうして組織が後になる、科學的經營法では先づ完全なる組織の下に完全なる人を置かうといふことになつて居る。



是で能率に關する大體の輪廓を御話した積りであります、是から刑務所の作業に關して少しばかり御話して見たいと思ふのであります。

私が刑務所の作業といふものを研究し出しましたのは極く最近のことです、それで刑務所といふものに對する知識も極く淺薄であります、法律上のことも殆ど知らないであります、唯二三の刑務所の作業の實際を觀察して、作業を診斷したといふだけでありますから、私の觀察が間違つて居るか、私の考が行刑の目的に背反するやうなことがあるかも知れません、或は監獄法規に違背するやうな點があるかも知れないのであります、けれども私は一箇の能率技師として刑務所の作業の一つの工場と見て考へたのであります。

私がちやうで拜見致しましたのは小曾と巢鴨の兩刑務所であります、其兩刑務所を拜見しました上で、極く抽象的に私案を作つて見たのであります。

▲ 作業部を擴大すること、今の作業部ではどうも五六百人以上、千人内外の職工を使つて行かれるといふことはどうか、之を只今申上げたやうな組織に變へて、さうしてもう少し作業を大きくするがよろしい。

▲ 其刑務所の状態に適應したる基本作業を設ける、若しも紙を造るのに適應した刑務所でありましたならば、紙の製造といふことに全力を傾注する、器具を作るのに適當した刑務所であつたならば、器具を作るのに全力を

傾注するやうな方法を執らせるといふことは、生産費を安くするといふ點に於て非常に良いことだらうと思ふのであります、併しながら此點に關しては色々御議論もあります、此爲に民間の事業を壓迫するといふやうな苦情を持たまれることもある、或は一つの作業に全力を傾中することは刑務所の經營上非常にまづいことが出て来る、例へば經濟界の打撃に依つて其仕事がうまく行かない場合にはどうしたら宜いかといふやうな御議論もあるやうに考へます、之に對しては色々救済の手段も自らあるだらうと考へるのであります、要するに私の希望と致しましては、余りに澤山の作業に分類するといふことは能率を擧げる所以でない、是はどうしても仕事を少くしなければならぬといふ希望であります、けれども少くしたのでは行刑の目的を達せられないといふやうな御議論もあるだらうと考へます、どうしても一つの基本作業に向けることの出来ない在監人には矢張り部分的に小さな仕事を、其外に十なり十五なり作つて置いて差支ない、其方からの収益を見ない、其方の作業の能率を重要視せず、一つの基本作業に努力して行くことが非常に良いことだらうと考へるのであります。

▲ 作業課程 此言葉を此間始めて私は知つたのであります、是は唯記録と經驗と傳統に依つて作られて居るやうに考へるのであります、此スタンダードを極めるのに時間研究をやる必要はないか、是でやつたならば正確なる標準を發見することが出来やうと考へたのであります。

▲ 作業の手順 小音、巢鴨を拜見致しまして、もう少し科學的に其動作を研究されたならば、又作業の手順を御考へになつたならばそこに澤山の無駄の動作を省略することが出来やうと考へるのであります。

▲ 機械器具作業臺 其作業臺の配列或は機械器具の配列、それから照明、通風、斯ういふことが科學的に研究されて居るかどうかといふことも私は疑ひを持つて居るのであります、之をどうしても科學的に御研究になる必要があらうと考へるのであります、例へば一つの袋を縫はせるのは手で縫つた方が宜いか、機械を使つた方が宜いかといふことも、私の参りました所では、どうもあれは機械では完全に縫へない、それで手で縫はして居るといふ御話であつた、機械で完全に縫へないといふのは機械が不完全である、完全なる機械を使へば完全に縫へなければならぬ、

斯ういふ事實が澤山あるやうに考へるのであります。

▲ 作業場に暖房装置をすること であります、是は大分御議論があるやうであります、寒いといふことは作業に非常な關係がある、手先の仕事などは幾ら一生懸命にやつてもさう温まることは出来まいと思ふのであります、手先の仕事でなくとも温まる迄には相當の時間を要する、寒いといふ感じが精神を刺戟すると運動が鈍くなる、暖房装置をすることは一寸聞きますと受刑者を非常に優待するやうに聞へますが、決して優待の意味の暖房装置ではなす。

▲ 労働時間を作業の輕重に依つて九時間乃至十時間とする 私が此標準を出しましたのは何も實際の研究に依つたのではない總ての工場の状態から考へまして九時間乃至十一時間としたのであります、輕業なら十一時間位作業をやつても差支ない、製糸會社などで十二時間位働いて居る所が澤山あります、併し重業になりますと九時間以上働かせることは無理であります、詰り本人を病的にする、疲勞が病的になる、それが爲に病人も澤山出来ませうし、死亡率も上つて來ると考へるのであります、是は一般作業から打算して考へた時間であります。

▲ 日々風呂に入れる 毎日風呂に入れることは非常に優待し過ぎるやうに考へられますが、簡易な疲勞恢復の方法としては風呂に入ることが一番である、唯疲勞恢復のみでなく、工場衛生の點から見ても、一日の労働に依つて汗だらけになつた身体を其儘監房に入れる、或は其儘入れなくても、冷水摩擦をするとか何とかいふ方法を御取りになつて居るかと思ひますが、其位なことでは十分に身体は奇麗になるまいと思ふ、身体を奇麗にするといふことは翌日の作業にも精神的並に肉体的、兩方面から好影響を與ふるだらうと考へるのであります。

▲ 栄養食を給したい 食物は今日御やりになつて居る程度のもので適當と御考へになつて居るか知れませぬが私の承はる處に依りますと、經費の關係や何かで多少の適當した食物が與へられない場合が多いやうに考へらるゝのであります、私は何も旨い物を食はした方が宜いといふことを申上げるのではないのであります、どういふ食物が最

も安くして、さうして最も動力元たるエネルギーに效益を與ふるかといふことを科學的に研究してやられることが適切ではないか、粗食主義の日本人の頭で見ましても猶且ひどいと思ふやうなものが多いやうに思ひますから此點は十分御研究になる價値があるだらうと考へます。

▲ 夜業の廢止 であります、夜業といふことは作業能率に少しも好影響を與へないのであります、例へば印刷工場邊りでは職工の方で夜業を非常に好みます、それは何の爲めであるか唯賃銀を澤山貰ひたい爲めである、けれども経営者から見ますと夜業をやるのが非常に損失である、翌日の勞働にも非常に差支へる、作業能率に非常な悪影響を與ふる、疲勞を恢復することが出来ない、此夜仕事をさせることは能く／＼の場合の外、刑務所でも御止めになつた方が宜くはないかと考へるのであります、さうして其餘つた時間を何か有要に御利用になることが出来れば頗る良からうと思ふ。

▲ 作業看守の制を設けて 特殊の技能を有する者を採用しこれを戒護看守と區別すること、作業看守といふものを置かなくても作業技手といふものが現に置かれてあるから作業看守の必要はないだらうといふ御説があります、作業に特殊の技能を有する人を採用され、さうして其技能に對しては何か特別の手當でもやられるやうにされたならば、作業能率を上げらるゝ上に私は非常な好結果を得るだらうと考へます、それけ今の看守でも勿論長い間の御經驗に依つて、能率に關する或は作業に關する知識を御持ちだらうと考へますが、それ以上に専門的の知識を有つて作業場に臨まれるといふことは、作業上で指導して行かれる上に私は非常な好結果を得はしなかつたかと考へたのであります。

▲ 受刑者の作業選擇に適性検査方法を實施すること 是はメンタルテストに對してコオリフキケーション、テストと云つて居ります、唯此適性検査法で他の一切の作業検査法を御止めになつたが宜いといふことを申上げるのではないのであります、之を御利用になつたらどうかといふのであります、是は簡單なるやり方で出来るのであります、何も澤山の金を出して大層の機械を買込む必要はないのであります、日本に於ける日本人を標準にした

適性検査法といふ本を安藤といふ海軍中佐か少佐か上下二冊を出して居ります、是などは非常に参考にならうと思ひます、さうして適性検査を御やりになれば、單に社會に於ける經歷或は其人の希望といふやうなものだけでやるよりは間違ひなくて宜からう、犯罪を構成する動機が或は不適當な職業を選擇した結果であるといふ場合がないとも限らないとも思ふ、自分に適應したる仕事を發見することが出来ず、さうして自分の厭な仕事をやつて来た爲に、社會の生活に伍して行けない、其爲に自然仕事を嫌ふ、或は社會を怨む、さうして犯罪を構成するやうな經路を経て居る人も澤山あらうと考へるのであります、だから本人に適應したる仕事の範圍でやる、さうしてそれを教へ込むといふことは本人の將來を活かす上にも必要なことであらうと考へるのであります。

▲ 作業の訓練を一般作業から獨立して訓練せしむること 是は前に御話しましたが、仕事をして居る側に連れて来てやらせることは他の作業に非常な悪影響を及ぼす、こつちで斯うしたら宜いだらう、あゝしたら宜いだらうと言つて居ると、外の人の耳に入る其方に目が行く、其方に注意するといふことになり、自然手が止まることになる、だから多少經費も掛りませうが、訓練と獨立さして御やりになつたらどうかと考へます、少しばかりの經費の爲に澤山の収益を失ふといふやうな結果にならぬやうにすることが必要だらうと考へます。

▲ 能率の刺戟として、其の率に應じて一定の買食を許すこと ども人間は始終刺戟して行かないと能率が舉らない、刺戟するとすつと能率が舉る、これが慣れつ子になると又能率が下る、科學的に組織經營を致しましても或は凡ての設備を標準化しましても、能率の刺戟がないと其効果が薄らいで行く、所が刑務所では能率刺戟といふことが至つて少いのであります、働かないからと云つて尻ツ端をヒツ擲いて御使ひになるといふやうな時代も過ぎたらうと思ひますが、賃銀を十分に御やりになるといふ程度にも行くまいし、其點は能率刺戟が少いと思ふ、唯現在御やりになつて居るのは賃銀の代りに賞與を呉れるが、賞與文けでは十分なる能率刺戟にはなるまいと思ふ、だから最も受刑者に適應したものは受刑者の一番欲するもの、それは何である、食欲に依つて能率を刺戟するといふことだらうと思ふ、買食ひを御許しになることが出来なければ、何か食物の關係で、食事時にも本人の希望するやうな

食物を御興へになるといふ方法が取れたならば非常に良くはないかと考へるのであります。昔一部の刑務所では買食ひが實行されて居つたさうであります。それは或は其爲に綱紀が弛廢するといふやうな關係があるか何かで御廢しになつたさうであります。私は出来るならば之を復活させることが非常に良くはないかと考へるのであります。

▲ 賞金と賞興とを區別すること 賞興は賞興として興へられた方が良くはないか、元は賞銀と賞興とは區別されて居つたさうであります。賞銀を興へずに賞興だけを御やりになることになると、作業能率が非常に上つたものであつても、それが行状が悪いといふやうな場合には賞興が興へられない、さうすると働いてもつまらないといふ感じを起す。故に賞銀は賞銀として興へ、賞興は賞興として興へらるゝやうに區別されたらどうかと思ふのであります。是には色々御議論もあるだらうと思ひますが、私の知識の範囲内に於ては少しも賞銀と賞興を區別なすつたからと云つて行刑の目的に相反するやうなことはあるまいと考へて居ります。是は門外漢の考であります。御参考迄に申し上げます。さうして賞興の方では出来高に對する賞興、それから品質に對する賞興、それから發明に對する賞興、といふやうに區別して、少しづつでも宜しい、斯ういふ制度を御設けになつて御やりになることが非常に良からうと思ふ。

▲ 講習會を開くこと 其次は若しも作業看守といふものを御採用になるならば、殆ど必要がないことではあります。現在の儘で御進みになるならば看守が作業能率といふものはどういふものであるかといふことを理解する程度に始終講習會を開くなり、或は講演會を開くなりして、啓發誘導されることが必要なことだらうと考へます。

▲ 看守の勤務時間が非常に長過ぎる 現在のやうな勤務時間で完全なる作業能率を擧げることが、どんな組織にしても、どんな制度にしても、どんな設備にしても、此指導者が今日のやうな長い勤務時間では研究も出来なければ、疲労の恢復も出来ないやうな状態では私は不可能と思ふ、是はどうしても三交代になさるかどうかして、もう少し勤務時間を短縮されることが當面の急務だらうと考へます。



以上が私の小音と巢鴨とを拜見しまして思ひ付きました極く抽象的の考であります。勿論此中には假に御實行になつて居ることもありませうし、或は御實行にならむとして居ることもあるだらうと思ふ、大體に於て先日拜見致しました時迄はまだ御實行になつて居なかつたやうに思ふ、之を御當局として如何なる程度迄御採用になるか、或は如何なる程度迄御参考にして下さるか、それは分りませぬが、こゝにいふことに付ても御當局で既に御研究なすつて居らるゝだらうと考へるのであります。泉二行刑局長から若しも之(改善案)を實行したらば、どれだけの能率が上がるかといふことを數字を基礎として研究して見ないかといふ御話もありましたから、是からさういふ研究に移らうと考へて居りますが、之を實行することは非常にデリケートの問題であります。ちよとしたやり方でも澤山の非能率が出て来る、之を實行する其處の首腦者の頭の使ひやう一つでも此設備が何にもならなくなる、前にも申し上げたやうに能率は人と人との問題である、だから之を實行する當面の責任者の御考へ如何に依つて、或は従業者の考へ如何に依つて是丈けのことをやつても、せぬよりも却て悪くなるかも知れぬ、之を實行して如何なる能率が上がるかといふことがなかなか容易ならざる問題だらうと思ひます。けれども大抵此位の程度には上げ得るだらうといふ豫想を立てることは出来な

いでもあるまいと考へます。そこで局長の御注文に従つて研究に掛らうと思つて居るのであります。(完)

性能検査に研究所を公開

性能研究に没頭してゐる醫學士高峰博氏は從來學校などで流行的にやつてゐる所謂メンタルテストを不満とし純然たる科學檢定を行ふためにドイツ、スイス等諸國へ新機械を注文すると共に自らも苦心考案の結果高峰式注意力検査器、同目測能力検査器同メタル分配検査器等發明乃至改良し完全に検査を施行し得るに至つたので東京市外下落台目白第二文化村

第二號地『高峰個性能率研究所』で金曜日を除く毎午前中一般青少年婦女の求めに應じてわが國最初の公開的診査を開始する事となつた、其診査結果を参考として兒童教育の相談、健康の相談、職業の相談に應じそれも單に相談といふ丈ではなく徹底的に診査をして若し疾患あるものは治療法を教へ處方を與へ全く性能検査と療法とを聯絡せしめる事とする。メンタルテスト流行の昨今此種特殊實驗の新機械によるメンタルテストを公開して一般の診査に従事し精密に性能の缺陷を暴露研究し得ることは頗る結構である。



藤木氏の疑惑に對して

レコード音楽の採用に關する見解の相違

近藤亮雅

「音楽教化」の目的を達する手段としてレコード音楽が採用されたことに對して「進んだものですね」「結構な喜ぶべきことです」と云ふ人はあつても皆が皆までさうは思つてゐない或は一部の人は……とひそかに思つてゐた私は本誌前號に於て松江刑務所教務主任の地位にある藤木法林氏の發表せられた「教化用に蓄音機を使用するに就ての疑惑」を讀んで「果せるかな」と云つた様な感じから所謂「微苦笑」を禁じ得なかつた。と云つても「我意を得たり」と思つたのでは決してない。

氏は「或は時代遅れの思想として一笑を招くやも計り難きも」と遠慮されながら陳べられてゐる「疑惑」の數點を讀みゆく中に私は氏の說に對して見解の相違を續々として見出したのである。それを思ひのまゝに云つて見たい。

第一根本的に「音楽」と云ふものゝ意義乃至取扱方に

「執行中の受刑者に聞かしめると云ふに至つては」と且つ要ひ且つ疑ふに至つたのであらうと想像する。

氏に従へば場末の娯場にうごめくお客や別荘を持つ有産階級のものでなければ蓄音器は聞かれないやうに聞かせるが、尤も氏の謂はるゝやうにのみ使用されてゐるあはれな蓄音機もあるが、しかし氏の思ひもよらないもつともつと切端詰つた意味でせめてものレコード音楽、レコーダーに心情を露はせてゐる多くの人々のあることを私は氏に告げたい。

私は今でもある一部の人々の中には米や水こそ人間の生命をつなぐに必要なものであるとは思つても、音楽が人間生活に欠くべからざる、直接生命の躍動に影響するものであると信じてゐない人のあるのを悲しむ一人である。そう云ふ人々は人間生活を動物的生活（動物生活にだつて音楽は所謂娯樂ではない生活そのものだ、だから動物的と云ふ）と見做す人だと断定して差支あるまい。音楽を贅澤なものとか單なる娯樂であるとか断定する人は、あの大地震當時生死の間に洩し「食ふ」こと、生きること、に對して切實な體驗をした人々が、日比谷と青山で催された音楽會と舞踊の會に死物狂ひでおしかけて全身に清く血の漲りを覚えながらやれ／＼これで「生きてゐる心地がある」としみ／＼わからされた何十万人の人々の體驗を何と説明するか。

尤も氏も蓄音機の使用に對して疑惑を抱きこそすれ蓄

對する見解の相違である。がその前に斷つておくことは今度教化用に蓄音機を使用するのは單に一つの手段であつて、實は「音楽教化」の採用なのである。教化用として蓄音機を使用するのではなく、「教化用としてレコード音楽を採用する」のである。是は一見極めて、屁理窟のやうであるが、實は非常に重要な點で、氏の持つ疑惑は蓄音機に對して氏の抱かれてゐる觀念が氏の見解を稱してゐるところから起つてゐるやうに思ふ。即ち氏は蓄音機とさへ云へば「商店等に於て往來人の足止め策として商機を目的に使用するもの」と思ひ込んだり、或は所謂資産階級者等が一家團樂の席上純然たる一の娯樂として使用しつゝあるもの」と獨斷したりするから「最も嚴正なる刑罰の執行所」に於て「奢侈的娯樂的性質の蓄音機を如何に夫が教化的音譜のみに限りたる」とは云へ、國家の法律に服せざる、或は屢々さへ服せざる嚴正なる刑

蓄音機が全然不適當であるとは思つてゐられないと見え、「彼のオルガンの如き、我も人も全然教育用たるを確信せるものゝ使用とは相違し」と云つて氏が教育用と信するオルガンの使用に對しては何等疑惑を抱いてはゐられないやうであるから、音楽即生活論をする必要はないかも知れぬ。しかしそこで私は、音楽教化の効果を信じ、オルガンの使用を是認する氏が、何故にオルガンよりはもつと心理的音楽的に効果多く且つ興味深く、音楽教化の目的を達するに十分であるところのレコード音楽の使用を奢侈的であるとか、娯樂的であるとかと断定してしまつたのであるか、理解するに苦しむ。オルガンを持つてゐる家庭と蓄音機を持つてゐる家庭とが現在どちらが多いか、何ちが高價で何ちが多く現代人を支配してゐるか。私に思ふ、氏が今日蓄音機の買入れに際して感じられた疑惑を氏は曩日オルガン買入れの時に感じられたかどらうか。

凡そ蓄音機が奢侈品であるとは、極く少數の者は思つてゐるかも知れないが、多くの人は左様な考を抱くことさへ不思議に思ふであらう。現に輸入奢侈品の一つとしてレコードが加へられた時自動車と共に眞剣な反對の聲が擧げられたではないか。どうでもいゝ贅澤品なら誰が口角泡を飛ばして論じ、苦しい中からでもレコードを買ふものがある。序だから云ふが吾々は氏のやうに「社會の多くの無産階級者は、その日の生活に追はれ高價なる蓄

音機等を講求するの資なきは勿論、之を聞くことさへ出来ざる奢侈的性質を帯べる娯樂品なり」などと評してはゐられないで、一日の辛勞の後にレコード音楽をさへ樂むことの出来ない多くの無産階級者のあることを悲惨なことに思ふのである。この缺陷を補ふために社會的施設として都市の公園には日曜日に音楽會が開かれて人々の心を和げ力づける。たゞいまだ社會政策的施設の未發達な國柄にあるお蔭で津々浦々までとは行かないだけのことである。又氏が云はるゝが如く一概に社會に恵まれないものを刑務所に入れることは問題であるとすれば殆ど日曜毎に教誨を聴くこと、月二回「人」誌が配達されることは多くの無産階級と比較して贅澤だと云ふことになるではないか。社會の多くの人々が日曜大祭日宮中式典日毎に休業してゐるだらうか、これも贅澤ではないか。かう云へば氏は或は謂はれるかも知れぬ、「君教誨や人誌と音機とを一しよにして呉れては困るぢやないか」と。そこが根本的に見解の違ふ點である。文書による教誨や講演による教誨と音楽による教化と如何なる點に相違を認めるのであるか。否々左様な論は兎も角としても社會の人々こそ大概のことなら我々は出来るが刑務所に收容されてゐる人々に對しては社會はあらゆる方法を講じても彼等の失はれた、或は見出されない美はしい人間性の完成に努力せねばならない筈だ。拘禁生活から

來る神經過敏性、感傷性、退嬰專屬的心理を和けて、和氣霽々たる酒情を發露せしめ、幸ひては更生的復活精神の涵養に努めなければならぬ。その爲に音楽がいかに役立つかを考へて見たい。偉大なる樂匠に直接してその神秘的な音樂的影響を與へることは吾々の希ふところである。然しそれは費用その他の點に於て不可能なことである。だからせめてそのレコード音楽によつて殆どそのまゝの妙音に打たれることを得させたいと云ふのが「音楽教化」の第一歩としてレコード音楽が採用された所以であらうと思はれる。この意味に於て氏が刑務所を目して「最も嚴正なる刑罰の執行所」とのみ限定するは楯の半面のみ見るものであつて、更にその半面にある改善主義の行刑觀念を無視するものと云はねばならぬ。

今一つ氏は音機を使用する時は「聞く側の受刑者に於ては全然これを娯樂として聞くは當然にして」と述べ、又或人の言を引用して「如何に感ずべき音譜でも、最初から娯樂として聞くのだから、只面白かつたで済んで仕舞ひ、到底感化を與へるなど出来ないこと」と裏書してゐるのは、余りに獨斷に過ぎたるものと思ふ。何事も左様に片付けてしまへば世話がないが、それは到底獨斷であつてさう簡單には論定出来ない。氏の所謂或人とは何人かは知らないが、その人のやうに思つてゐられては、それこそ「如何に夫が教化的音譜のみに限りたる」とは言

へ」「只面白かつたで済んで仕舞ひ到底感化を與へることは出来ない」ことは確かである。

蓋し物は見やうによつては全然相異したものになる。例ば水は人を生かしても又殺しもあるやうに。又物は!!やうによつては全然價值を顛倒する。例へばモルヒネは毒藥ともなり貴重藥ともなるやうに。殊に音楽は心理的に死者の主觀に作用して始めて効果あるものであるから、淺薄なる娯樂論などを以て律することは早計である。そこで吾々はよく議論してゐるよりも、眞面目な收容者たちの聲を聞かうではないか。

△……………その一

「……未だ獄中生活に入らぬ以前は只うるさいときへ思はれた儘の啼聲も何んなに詩的に懐しく朝夕の友となつたとせう。

あゝなつかしき樹の蔭

あゝ匂やかなその香

春と共にぞ去りぬるか

これも以前に氣にも留めなかつた桐の花がボツタリ〜と五月雨に打ち落されたのを窓から蔭しく見送つた時に私が胸に込み上げて來たものを有のまゝに詠んだ詩の一節です。それ程私は精神的に變化的に氣に居りました。……………

八月廿三日夜突然の命にて私たちは中央に墜まりました。機械は運ばれました。私は急に緊張しました。私は音機を聞かぬとしてもその夜は深い人間味のある雰囲気のかきまじりました。

音機を此の壁内にて用ふるといふとそれが既に私の心を震動めました。

レコードは回轉した。ラッパより流れ出づるマロデーの美はしい變化!殊に「聖母への祈」の最後の節は隨身冷水を浴びるやうに慄へます。飢えに飢えた私の冷たく固く枯かゝつた心は心地よく目覚めました。森の鍛冶屋の朝のさわやかな風の音、楯の聲!「セレナード」のなだらかな曲、どうして感激なくして聴くことが出来ませう、殊に今の身の上として……

自房に歸つた時はもう出てゆく時の私ではありませんでした。恰度自然の美觀に恍惚たる藝術家の清い心のさまのそれでした。私は人監以來の生きたがらの顔に温い血を受けました心地で、歡喜と感謝にそして勇氣と生と愛情に燃えて居りました。私はこの悦びを叫びたひのです。此感謝を大聲に祈りたいのです。殺りたいのです私の戀いた音機はかうした嚴肅な慰みを私に與へて呉れました。尊い、心のやさしさを……坊間散策して街頭に離し立てる音機を以てしては到底想像も付かぬ嚴さであります。

私が今日親もとへ手紙を書くとしたら「何うぞ御安心下さい」と書きます。「所内の非情採的生活の影響の恐怖は隠家を見出ししました。……否、與へられました」と、そして音機の意味を書き加へるでせう。でこれでも幾星霜を鐵窓の下に聞きたとて再び温い血のまはりつゝある子として笑として夫として返るとが出来ます、人間として……

△……………その二

「未だ間の荒涼たる生活に抑れた私の粗野な感情が微妙な樂の音に接して今迄忘れられてゐた心の琴線に一種の調子を奏しました。瞬一瞬レコードの音譜と共に——そして幾多の人々も皆私と同じ様に胸の琴線を震はしました。」

かつて私は聞きました。禽獸に音楽を聞かせたら、They all bend their heads and still listen with their other ears, と云ふことを、禽獸でさへも靜かに耳を傾けたと云ふのですもの完全な五官を備へた私共が、それを聞いて、情感を判殺されずにゐられません、殊に壯なる「常陸丸」の一曲を聴いては悲憤の涙を催し、その激越せる情の迫れる一筋に脈を断ち血をにじませ、修行自ら奮興改悔せざるを得ませんでした、と同時に「一生活の境」にある私共に此の偉大なる教化の御施設をなした下された當局の御方々に深く感謝いたします」

△……………その三

「秋雨舞々として降る秋雨の中を教誨堂へと通る道すがら何れも黙々の裡に欣悦と感謝に溢れ乍ら懐れの蓄音器へと足は獨りでに急ぐのを覚えるのであります。」

興味と希望とを奪ひ去られた儚な寂寥な生活の中に尙且つ清新な生命と偉大な向上心と不退轉の努力を見出して行かうとする哀れな嘆きは一齋に喇叭に向つて緊張の精神と敬虔な態度とによつて捧げられたのであります。法の命ずるまゝに救ふとして屏に川で、い屋に還る哀れな人々には今日の一日が如何に期待せられたことであらう。

かうした切實な告白を聞く時、誰が刑務所に於けるレコード音楽と場末の商店で囃し立てる安來節や八木節と同一視するものがあらう。又かうした感激を聞く時、それがどうしてサンマーハウスに半ば虚榮的に弄ばれるジャズの曲調と同一視することが出来やう。否々たとひ同じものであつても境遇の相違、場所の關係心理状態の如何によつては全然價值影響を異にするものであることを注意せねばならぬ。

要するに藤木氏の疑惑は氏が抱く囚はれたる蓄音機に對する觀念が氏の理解を阻げてゐるところから起つたのではないかと想像される。

る教化映画の効果を信ずるものであることをつけ加へて置く。これにつきある收容者の告白を記せば「今ま、社會に於て面白くなくして觀望せしと比べる時はわが胸中に刺まる、節々が大いに響つてゐるのは一般の人々が思ふより以上である……………高

き木戸鏡を拂つて觀たる共舞が少しも味なく今朝新聞に於て觀ぜられたる活動がなせ斯くまでに我々を動かさへか……………」とその偉大なる効果を明かにしてゐることをも報告して御参考

未決勾留者の分房拘禁に就いて

寺崎勝治

(一) 未決勾留の意義

未決勾留は裁判確定前の勾留——刑務所に留置する處分である。犯罪の有無、責任の程度の判明しないものゝ自由拘束は即ち未決勾留である。未決勾留は一は罪證の湮滅を防止して審判の適正迅速を期するためである。一は自殺逃亡を防止して科刑執行を保全するためである。併しながら逮捕状に依る留置は科刑執行の保全のみを目的とするものである。而して逮捕状に依る留置は未決勾留と云ふのは當らない。刑の執行を免れつゝあるものに

對して發布するものであるから未決勾留でなく執行前の受刑者に對して發布するものである。

第一、被告人の勾留

一 勾留の條件。 勾留を爲すには被告人の住所不定なるとき、禁錮以上に該る事件、五百圓以上の罰金に該る事件に付いて被告人が罪證を湮滅する虞れあるとき逃亡し又は逃走の虞れあるときに限るのである。

二 勾留の方式。 勾留は勾留狀と云ふ書面に依らな付

ればならぬ。勾留は刑務所に留置すると云ふ命令を記載してある書面であつて勾引状とは違ふのである。勾引状は「裁判所へ出頭せよ」とか「某所へ出頭せよ」と云ふことを記してある書面であつて全然違つて居る。

三 勾留の期間

勾留は勾留状發布のときから二ヶ月間其の效力を有するものである。故に其の期間を経過すれば解放しなければならぬ。而して其の效力を存続させるには更新の決定をしなければならぬ。更新すれば更に二ヶ月間勾留することが出来る。審判上萬已むを得ない場合の外更新の出来ないことは勿論である。

四 勾留の效力

勾留された被告人は

一、住居の自由を許されないのである。刑務所と云ふ場所に住居しなければならぬ。それが即ち勾留の本質である。

二、活動の自由を許さないものである。被告人に活動の自由を許せば逃走を企圖したり、罪證を隠匿したりするから、其の自由を制限しなければならぬ。

三、交通の自由を許されない。接見、通信、物件の授受

る事件に付き罪證湮滅の虞あるとき又は逃亡し若くは逃亡の虞れあるときに限るものである。

二、検事の發する勾引状

検事は事急にして判事の勾引状を求むることが出来る場合には自ら勾引状を發することも出来る。又之れを他の検事、司法警察官に命令囑託することが出来る。而して其の場合には

- (一) 被疑者定まりたる住居のないとき
- (二) 現行犯人其の場所に居ないとき
- (三) 現行犯の取調から共犯者を發見したとき
- (四) 既決の受刑者又は未決勾留の逃亡したとき
- (五) 死體の檢證に因り犯人を發見したとき
- (六) 被疑者常習として強盜又は竊盜を爲したるとき

に限られて居るのである。

三、勾引状の執行を受けた被告人を護送する場合に於て必要あるときは假りに最寄の刑務所に留置することが出来る。

勾引状の執行を受けた被告人を引致した場合に於て必要あるときは之れを刑務所に留置することが出来る而し

は吾人の生活上必要缺くべからざるものであるが、審理裁判上の必要上之れを禁止したり或は差押を爲すことが出来るのである。

第二、起訴前の勾留

検事が捜査事件に付き判断の資料を集めるために強制處分を行はなければならぬ場合がある。例へば犯人が證憑となるべき物件を持つて逃走しやうとして居る場合の如きは其の一例である。此の場合に検事が所屬地方裁判所の豫審判事又は所屬區裁判所判事に被疑者の勾留を請求することが出来る。現行犯事件に付き事急にして判事の勾留状を請求すること能はざる場合は検事に於て勾留することが出来る。検事が十日内に起訴せざるときは速に之れを釋放しなければならぬ。

第三、勾引状に因る留置

一、判事の發する勾引状は

(一) 被告人再度の召喚を受け故なく出頭しないとき又は指定の場所に出頭同行を命ぜられ之れを背じないとき

(二) 被告人定まりたる住所なきとき
(三) 禁錮以上の事件、五百圓を超過する罰金に相當す

て其の留置時間は被告人を裁判所に引致したときから四十八時間内に限るのである。

第四、逮捕状に因る留置

逮捕状は勾引状と同一の效力を有するものである。故に護送途中に於て最寄の刑務所に留置することも出来るし、四十八時間内に限り刑務所に留置することも出来るのである。

以上は人身を拘束して刑務所に留置する場合であるが現行犯人に對しては逮捕引致することが出来る。此の場合は一の人身拘束であるけれども刑務所に留置する處分でない。刑務所に留置するには勾引状、勾留状、逮捕状に因らねばならぬ。

(二) 未決勾留の設備

一、刑務所は刑務に關する官制に依り委任された職員を行ふ所の官廳である。官制に依つて委任されたところの職員は即ち刑事拘禁に關する職務である。

(イ) 刑事拘禁に關する事務の分掌であるが故に刑事法規に依つて拘禁されるもの……刑事被告人、被疑者受刑者等を拘禁する所の公の設備である。

(一) 刑務所は司法行政機關の一であつて刑務所と云ふ官廳である。

二、刑務所には本所支所がある。本所支所には拘留監、拘留監、禁錮監、懲役監、勞役所の設けがあるのが普通である。それから男監女監は嚴重に分隔され拘留監は同一區劃内に在る場合は一界を設けることになつて居る。併しながら未決勾留のみを主として集禁する市谷刑務所、男初犯者のみを集禁する豊多摩刑務所、男累犯者のみを集禁する巢鴨刑務所、男長期受刑者のみを集禁する小菅刑務所、女子のみを集禁する八王子支所の如きものがある。

三、警察留置場、警察留置場は代用刑務所にして刑務所に代用するものである。元來行政處分を執行する場所として留置場の設けあるもので刑務所の一種として認められたのは實際上の必要から生じたものである。即ち刑事被告人の拘禁護送途中の受刑者、又は被告人の宿泊等の已むを得ざる必要があるからである。

四、刑務所の出張所がある。即ち支所の小なるものである。

五、裁判所留置場、裁判所に留置場がある。裁判のため一時留置する所であつて刑務所の延長に外ならぬ。併し一時的留置、休憩所の如きものである。

の人に聽かねばならぬ。收容者の感想の二三を擧げると下の如くである。

一、前科者と一緒に居るのが不快である。犯罪の自白話や悪事の相談ばかりである。

二、重い犯罪者や、大きな犯罪者が威張つて居る。犯罪の大なることを誇りとして居る。

三、金刑のものと同刑のものと一緒に置くことは良くない。前に起訴猶豫、執行猶豫を受けたものと眞の初犯者と一緒に置くことも良くない。

四、未決勾留が永いので其の間に犯罪の研究をする。

五、死刑の言渡を受けたものや無期、有期十三年のものと初犯者と同房させることは良くない。

六、差入食を食するものと官給食を食するものと同房させることは悪い。

七、未決の勾留の雑居は人間は悪くなつても良くならぬ。

以上は彼等の未決勾留中に於ける感想の重なるものである。此の感想を深く考へてさうして想像をして見ると未決勾留者の雑居なるものは甚大なる害毒を流すものであつて而かも勾留日数が長くなればなるほど、雑居房拘禁者が多くなればなるほど弊害が多くなる譯けである建設の費用管理の費用如何に多くなつても獨居制を採用しなければならぬ。

(三) 未決勾留の監房

未決勾留者を獨居房に拘禁すべきか、雑居房に拘禁すべきかを論究しなければならぬ。

收容者を各別に一室に拘禁する制度を名けて獨居制、隔離制と云ふけれども自ら寛嚴の度を異にする。即ち

(一) 寢所、教場、工場等を全然隔離するもの
(二) 寢所は各別なるも教育場、運動場が共同なるもの
(三) 夜間各別なるも晝間は共同作業するものがある。
茲に分房拘禁と云ふのは嚴正なる意味であつて絶對的隔離——出来るだけの隔離を意味するのである。

嚴正隔離は收容者の全部を獨居房に拘禁しなければならぬ。従つて多數の獨居房が設備されねばならぬ。不完全なる木造獨居房は隔離の目的を達することが出来ないからしてどうしても鐵網「コンクリート」か鐵筋「コンクリート」又は煉瓦でなければならぬ。故に建築に膨大な經費を要すると同時に管理上多數の勞力を要するのである。即ち物件費も人件費も尠くないと思はれる。併しながら雑居の弊害極めて大にして或は行刑の目的の大半は未決勾留中の雑居に依つて破壊されて居ると極論しても良いやうである。

吾人が未決勾留者の雑居は大なる害毒を流すものであると云ふことを實證したい。雑居の状況は監督の局に當る刑務官の知ることが極めて少い。どうしても收容者其

(四) 結論

未決勾留の現在收容者は二千人乃至三千人である。此の三千人内外の被告人中獨居房に收容されるものもあり、雑居房に收容されるものもある。假りに半数のものが雑居拘禁をされるものとしたらば其の相互の間に犯罪手段の研究不良實際の續行等不良行為は可なり多いものと見なければならぬ。若しも未決勾留中雑居房内に於て犯罪の手段を攻究したならば、半ば科刑の目的を阻害される。若しも不良の實際が續行されたならば釋放後誘惑に陥るに相違ない。如何にして克く累犯を防止し得るだらうか。吾人は

第一案として未決勾留者を全部分房拘禁にしたい。
第二案として若しもそれが不可能ならば初犯者のみを分房拘禁にしたい。
第三案として若しもそれが不可能であるならば東京大阪の未決勾留者を分房拘禁にしたい。
第四案として若しもそれが不可能であるならば、東京大阪の初犯者のみを分房拘禁にしたい。

未決勾留者の獨居拘禁の設備に十分努力し已むを得なければ懲役刑收容の獨居を當分代用することを許容し可成速に獨居を建設した方が得策であると思ふ。吾人が未決勾留設備の完成を刻下の急務と信するが故に此の數案を提供したのである。(完)



刑務所及び刑務所作業に關する國立(合衆國)

委員會の一九二三年度に於ける事業報告

此の報告文は近頃の行刑問題として可成り論議されて居る刑務所作業の官用主義に關する好資料です。官用主義が最もよく實施されて居るのはアメリカであつて獨乙の新草案も亦此の主義を探るに至りました。私はアメリカの報告文から諸君にその状況を紹介する爲めに友人東京帝國大學法學部學生平野宗一郎君に託して此の譯を爲しました。譯は大變読み易く出來て居ります。是非、讀を乞ひます。(正木亮)

摘要

刑務所の生産品を賣捌くについて官用主義 (States Use system) 是認せらるる——官用主義を實行するため機關を設置す——委員會の會員を増加す——地方分會

方法を全國的に研究し實驗することにもその努力を集中したのである。

刑務所工業會議 Prison Industrial Conference

刑務所工業會議は三月ワシントン市に於て開かれ、約十七の州及び市の刑務所工業に直接關係せる人々が出席した。我が委員會により一九二二年に作成せられたる各州の官廳學校等の日用品の中刑務所製品を賣捌んとする調査書がこの會議に提出され、委員會が調査の結果主張する様な生産品を「官用主義」の下に賣捌くことに就いて議論があつた。抑々「官用主義」では各州が各州立學校及び官廳に於てその必要品の最大限を刑務所工業の生産品によつて消費した後初めて剩餘生産品を失張りその官廳學校等に於て使用させるために他州に賣りだすことを得るのである。刑務所工業會議は「官用主義」を是認しその發達に必要な條件として

- (一) 一州の刑務所で生産される日用品が他州の官廳學校等の必要を充たすことができる様に一州の官廳學校等で消費すべき日用品の標準化 Standard Specification.
- (二) 諸州によつて異なる種々な方面の日用品が生産せられる様に刑務所工業の割當 Allocation of Prison In-

を設けその計畫の根本的原则を採用するため必要なる有らゆる機關と協力せしむ——一九二四年度の計畫としては刑務所は受刑者を社會の自立的、遵法的なる人民になる様に教養すべき團體たるべしと云ふ目的に向つて全力を盡す。



「賃銀を得て働く」と云ふことは行刑制度が適當に發達するための鍵である。若しすべての受刑者に作業が與へられ、而してこの作業に對して賃銀が拂はれるものならば、刑務所の生産品はまた上手に賣捌られなければならぬ。永久的に刑務所を改善することができないと云ふ原因は全くこの刑務所生産品を賣捌く適當な方法が發達してゐないからである。されば我が委員會は一九二三年中刑務所生産品を賣捌く實際的方法も計畫し、而してこの Industries 同會議は刑務所工業の割當に關する常置委員會 Standing Committee を設置せんことを我が委員會に要求し來り、且ヴァージニア州刑務所委員會 Prison Board 長陸軍少佐ヘロイホツヂェス氏 The National をその議長に選任した。

「官用主義」發達のために機關を設置す

- (一) 刑務所工業會議は官用のために標準化を作るべき委員を任命せんことを刑務所及び刑務所作業に關する合衆國委員會 Leroy Hodges Committee on Prisons and Prison Labor に要求する決議を採用した。次の如き委員が任命せられた。ニュージャージー州のシアラス大佐 Colonel Sears ニューヨーク州のグリーン氏 Mr. Glynn マサチューセツツ州のバグレイ氏 Mr. Bagley 一般勞働を代表してボヤー氏 Mr. Boyer をして夫れ夫れ農務省商務省及び官業勞働組合 (Associates for Government Service) の専門家がこれを補助した。此の委員會は官業勞働組合に標準の件について最善の經驗を取り容れるやう直ちに策を建てられんことを依頼し、且かくの如き標準化を發達せしめるについて合衆國商務省、合衆國製造業者組合、州購買代理店 (State Pur-

clusing Agents) 州立刑務所工業設備管理人 (State Prison Industrial Plant Managers) 及び刑務所及び刑務所作業に關する合衆國委員會とが協同せんことを依頼した。官業労働組合は事を商務大臣に具申し、商務大臣は州購買代理店と合衆國刑務所及刑務所作業に關する合衆國委員會との會議を召集した。此の會議は大いに標準化の必要を高調した。そこで商務大臣は商務省に附屬する特別顧問委員會を任命して政府消費の日用品の標準化を作り及び小冊子を發行することとした。

(二) 刑務所工業の割當に關する委員會の長としてホツヂエス少佐 Major Hodges を選任したことは委員會長の承認する所となつた。而して割當委員會の事業は一言に之れを掩へば次ぎの事である。即ち釋放者が彼等が就役したる州内に於て、彼等が收容中に訓練せられたる商賣に於て仕事を見出す機會をもちうる様な刑務所工業の選定のため各州間に協同的計畫を發達せしめることである。本年度の終りには此の委員會の最初の部會を開く準備が實際的に完成を見た。それは一九二四年四月ウター州知事の招待によつてウター州ソートレック市で開かれる筈である。

席檢事 Assistant Attorney General プーベルオーカー
 ウイルブランド夫人 Mrs. Mabel Walker Willebrandt
 刑務所及び刑務所作業に關する合衆國委員會の財政部長
 チョーデュードントル氏 Mr. George Gordon Battle
 同じく庶務部長 (Committee on Organization) チャー
 ルス、ジ、ヘー、リー、ブ、ン、氏 Mr. Charles J. Liebmann 及
 びニュージャーシー州公私設立物監督局 (Department
 of Institutions and Agency) の局長、ムー、デ、ット、ゲ、
 レ、ウ、イ、ス、氏 Mr. Burdette G. Lewis によつて十一月十
 七日ニューヨーク州アーズレイ市にあるレウイゾン氏
 Mr. Lewisohn 邸に於ける會合に於て委員會員に報告を
 した。

官用主義の實驗

ニュージャーシー州の公私設立物監督局は一九二三年の初に於て州立市場が上手に經營された。刑務所靴屋の生産高を消費しつくす程大きくないので大量の靴の仕末に困つた。我が委員會は官業労働組合と協力してこれらの靴を賣る手段を講じ約十七の州に官應用として賣ることとした。官業労働組合はまた一九二四年のヴァーヂニア自動車附屬品を製作する刑務所 The Virginia auto-

「官用主義」の研究と養成

婦人クラブ、總同盟 The Federation of Women's Clubs は一箇年の研究の後五月ジョージア州アトランタ市に於けるその評議委員會で「官用主義」に賛意を表した。

萬國被服製造業者組合 The International Garment Manufacturers Association はその例會に於て「官用主義」の原則を是認した。

重なる行刑契約者は九月になつて新規な行刑契約は一切結ばざること、今日存在する契約と雖も「官用主義」の發達に伴ひ漸次撤回すべきこと、及び「官用主義」工業の發達を後援すべき旨につき萬國被服製造業者組合と協議が成立した。

州知事會議 The Governors Conference はヴァーヂニア州のトリングル刑務所長討論を主宰して廣汎なる計畫を考慮した。トリングル知事の演説は之れを支持する材料と共に公にせられ州知事會議によつて配布された。本年度の事業を委員會員に報告す。本年度に於ける我が委員會の發達、委員會が打つつかつてゐる事業及びこの事業に對する委員會の責任等は合衆國の地方裁判所次

mobile Tags の製品販賣の爲めニュージャーシーに附屬店を渡けた。而して更に家具類はヴァーヂニア刑務所から、アルミニウム品はマツサチューセツツ刑務所から夫れ、他州に小賣をする様にした。これらは官用主義の實行しうべきことを示すものである。

各州機關は全國的計畫を各州の情況にあてはめる。我が委員會の政策は州團體或は委員部會がその決定事項を各州の情況にあてはめる様に努力することを奨勵した。一九二三年度に於て著しきは次ぎの三州の調査である。

(一) ニューヨーク州 委員會長アドルフレウイゾン氏 (Adolph Lewisohn) はニューヨーク州協會の刑務所工業特別委員會の議長となることを承諾した。同特別委員會は一九二〇年ニューヨーク行刑調査委員會によつて推獎されたる刑務所工業制度及び賃銀制度の發達に必要な生産手段を計畫した。スマス協會長は特別教書を立法部に送つてこれらの調査委員會の推獎せる事項を實行するに必要な立法案を通過させんことを希望した。

(二) テキサス州 刑務所及刑務所作業に關する合衆國委員會のテキサス支部は一九二三年一月ブレッッキンリツチ (Breckinridge) のハーシーノードウエル氏 Mr. A.

Caldwell を部長としオースチン(Austin)のエリザベススペーヤ夫人 Mrs. Elizabeth Spear を秘書として組織されたものであるが、刑務所改造の基礎としてテキサス州の行刑制度を調査すべく知事の承諾によつてテキサス州立法部の認可をうけた。工業方面の調査は済んだ。精神衛生(mental hygiene)に關する國立委員會はテキサスに於ける十の最大臨床醫學部から四十名の醫者を選んで精神學的方面の調査を行ひつゝある。テキサス農科大學は合衆國農業専門家の援助を得て農業方面の調査をしてゐる。これらの調査は刑務所及び刑務所作業に關する合衆國委員會によつて處理せられ、而して調査に基く推奨事項は次回のテキサス立法部議會に提出されるだらう。テキサス支部は幸ひにもテキサス婦人クラブ同盟、テキサス婦人投票者同盟 Texas League of Women Voters、テキサス職業婦人クラブ Texas Professional and Business Clubs、テキサス基督教婦人禁酒同盟 Texas Christian Temperance Union、テキサス母の會 Texas Mothers Congress、テキサス駐屯軍隊 Texas Post of the American Legion、及びテキサス勞働同盟 Texas Federation of Labor の協力を得、のみならず

場 Penal Farm の發達にとつて浚すべからざる人物である。この行刑農場は今や着々として輕罪受刑者に對する模範的施設たるに近からんとしてゐる。この農場殖民地及び他のコロンビヤ地方の行刑組織を包含する設備は一九一九年から二〇年に互り同地方行刑調査委員會の請求により刑務所及び刑務所作業に關する合衆國委員會がその調査を遂げた。この調査の結果受刑者使用方法の改良のため、また實にコロンビヤ地方の假釋放評議會設置のため受刑者分類の必要を感じるに至つた。此の事業はこれらの勧告を採用し、且此の結果を擧げざるべからざるに至りたる地方支部により企てられた。仍ちそこで同支部はコロンビヤ地方の假釋放評議會設置法案を準備し、この法案は上院のコロンビヤ地方委員會の委員長上院議員ポール氏 Senator Bull によつて議會に提出された。

アラバマ州 本年はまたアラバマ刑務所改良協會の組織を見た。これはアラバマ州に於ける受刑者備役制度 The convict lease system と戦ふべく組織されたものである。刑務所及び刑務所作業に關する合衆國委員會は、その會合に代表者を送り、苟しくもアラバマ州行刑制度の

多くの教育團體、科學團體が調査の手傳をしてゐる。

(三) ウター州 ウター製造業者組合は州立刑務所にゐる受刑者が契約の下に使役されることのない様に彼等を適當に使用する計畫を案出すべき責任を感じた。そして刑務所及刑務作業に關する合衆國委員會はこの計畫を案出せんことを依頼されたのである。刑務所製品をウター及び近接州の官廳學校等の日用品に賣捌き更に受刑者を公道建設工事に使用する機會を確保したる上次の二箇の提案がなされた。

(一) 現在の緊急を充たすべき一時的受刑者使用の策
(二) 刑務所工業判當委員會によつて永久的にして妥當なる制度を發達せしむべき策
一時的對策は實施せられ、またウター州知事は四月判當委員會を召集せんとしてゐる。

コロンビヤ地方 刑務所及び刑務所作業に關する合衆國委員會のコロンビヤ地方支部會は合衆國商業會議所の會計係ジョンジョイエドソン氏 Mr. John Joy Edson を議長としオリバーホム氏 Mr. Oliver Hoyem を秘書として七月に組織された。エドソン氏はヴァーヂニア州オツコカン Occoquan にあるコロンビヤ地方行刑農

永久的改善を行はんとするならば、備役制度に代るべき適當なる制度を發達せしめるの必要なることを協會に具申した我が委員會はまたブランドン知事にアラバマ州の受刑者を使用する適當なる方法を計畫すべき必要を提言した。所が知事は同州に於ける受刑者の正當なる使用に對する第一歩として刑務所工業判當委員會の第二回部會を彼の招待によつて南方に於て開かんことを請求して來た。

ニューヨーク市 ニューヨーク刑務協會と州慈善補助協會(State Charities Aid Association)とは共に我が委員會はニューヨーク市矯正局(New York City Department of Correction)の調査に従事し、ラッセルセーヂ財團(Russell Sage Foundation)はヘイスティングス博士エッチ、ハートを(Dr. Hastings H. Hart)をこの事業の遂行のために提供した。

聯邦行刑制度發達の事業

合衆國大統領はその敎書に於て聯邦行刑局の三箇の緊急なる要求を議會に提出した。

(一) 聯邦刑務所に拘禁せらるゝすべての男女受刑者に對し賃銀ある適當なる仕事を與へること。

(二) 聯邦刑務所の女受刑者のために授産的農場殖民地を設けること。
(三) 青年受刑者初犯受刑者のために授産的感化院を設けること。

刑務所及び刑務所作業に關する合衆國委員會の秘書は婦人クラブ總同盟の制度關係 (Institution Relations) に關する委員會の委員長としてこの立法に關し婦人クラブ總同盟の援助を得、また總同盟の勢力によつて二十二の他の國民團體の援助を得た。總同盟に加盟せる一万二千五百の婦人クラブはこれらの法案に關し充分なる事實の報告を廻附され、その法案の援助に活動してゐるが、既に三十五万以上の婦人がその法案をして議會を通過せんことを主張しつゝある。刑務所及び刑務所作業に關する合衆國委員會は十二月ワシントン市に會議を召集し、その時聯邦刑務所の監督ヘーバー・ヴォトー氏 (Heber Volow) が問題を提出した。尙ほこの會議には次ぎに附加する如き國民團體がその代表者を送つた。

米國酒場組合、
慈善的保護エルクス教團 (Benevolent Protective Order of Elks)

受刑者奴役に伴ふ恐怖と殘念を描いた活動寫眞「鞭打つ親方」"The Whipping Boss" は我が委員會によつて是認せられ、またその依頼によつて婦人クラブ總同盟の是認する所となつた。同寫眞はフロリダ州に於けるタルバート事件 "Talbert Case" に基いたもので、この事件の結果フロリダ州に於ては州受刑者のみならず郡受刑者に對しても備役制度を廢止するに至つた。米國軍團はこの寫眞を展觀させる權利を得た。そして三團體が協力してタルバート事件によつて暴露された様な事情は決して再び合衆國の如何なる州に於ても忍ぶことができない様に、この寫眞を廣く一般に見せることに努力してゐる。

犯罪婦人及び不良少女に關する事業

犯罪婦人及び不良少女の保護及び教育に關する常置委員會はその第四回例會を五月トレントン市にあるニュー・ジャーシー州立不良少女收容ホーム (New Jersey State Home for Girls) に於て開いた。犯罪婦人及び不良少女に對する十一州の州設備から監督者及び十六州から他の代表者がこれに出席した。次ぎの二點に就き特別なる注意が拂はれた。

基督教會聯邦委員會、
帝室ムーズ教團 (Loyal Order of Moose)
萬國キワニスクラブ (Kiwanis Club International)
Knights of Columbus

合衆國カソリック保安會議、
新教聖公會合衆國委員會 (National Council Protestant Episcopal Church)
萬國シヴァイタンクラブ教團 (International Order of Civitan Clubs)

合衆國商業會議所、
米國教育委員會、
基督教青年會萬國委員會、

此の會議の效果は一九二四年二月までにリーヴェンワース刑務所 (Leavenworth) に工業を起す法案が兩院を通過したと云ふ事實によつて注目することができ、更に女受刑者に對する聯邦授産所に關する法案が上院を通過し、下院の司法委員會によつても有望に報告されてゐるし、青年受刑者に對する合衆國授産的感化院法案もまた同委員會に於て有望であると報告されてゐる。情味ある行刑制に對つて一般思想を標準化する。

(一) 異常なる行爲の原因としての身体的欠陥
(二) すべての同房者の試験及び分類の必要並びに個別的必要に應ずる特別教育の必要

此の會議の議事録は發行せられ犯罪婦人及び不良少女に對する、すべての設備の監督者が利用しうる便とされた。我が委員會はまたジャーナルオブデリンケンシー誌 (Journal of Delinquency) に現はれた、エリザベス・マングー嬢の論文「ニュージャーシー州立不良少女收容院に於ける分類制度」を再印刷し配布した。犯罪婦人及び不良少女の保護及び教育に關する委員會の行政部委員會の一員ヴァーヂニア・シー・ヤング嬢 (Miss Virginia O. Young) は同委員會を代表してオハイオ女子工業學校の監督スタンナード夫人 Mrs. Stannard の事件につきオハイオ私營業委員會の需問に出席した。同夫人は此の度政治的壓迫の結果免職されたのである。オハイオ州の婦人團體、教會、市民團體、保安團體等は一致してスタンナード夫人のために立ち、婦人團體は同婦人の辯護のため辯護人を頼みつゝある。スタンナード夫人はオハイオ文官任用法の規定あるため、復職はできなかつたけれども州内に於ける輿論は大いに昂められ、保安局を政争の外

におかなければならぬと云ふ要求は次回選挙に於ける超黨派の問題たらんとしてゐる。目ざましき教育運動が今やオハイオ州に行はれ、この委員會の代表者に任ぜられたスタンナード夫人は全州に亘つて講演をしてゐる。

ヤング嬢はまたオレゴン、モンタナ、アイダホ、北ダコタ等の犯罪婦人及び不良少女に對する設備を視察し、これらの設備をしてこれらの州の婦人團體と一層密接な關係を有たしめる様に努力してきた。

カナダ刑務所より追放されたる受刑者を正業に復さしむ (reestablishment)

カナダ刑務所に入る多數のアメリカ青年は同國から追放されて歸國する。過去數年間我が委員會はこれらの不幸なる市民をして、再び身を立てさせるために働いてきた。一九二三年間に於て合衆國移民局長は我が委員會に九十五人のかくの如きものを報告した。これらの者につきその現状を見るに

- 家庭に送り歸へし職業を興へたる者……………十八名
- 刑期満了の場合移民し且職業を興ふる準備ある者……………二十二名
- 刑期或は期間満了せざるも今職業交渉中の者……………四十名

補助を要せざる者……………十五名

此の事業に關し援助を與へられたる左記の團體及び人々に對し我が委員會はこゝに感謝の意を表するものである。

- オハイオ州クリーヴランド兄弟クラブ協會
- オハイオ州クリーヴランド慈善協會
- 婦人クラブ總同盟並びに各州同盟
- ワシントン州シャトルのジエー、エフ、クロルファイブ
- アー師 (Rev. J. E. Krollfor)
- ワシントン州サウスベリンガムのシーエックスラビー
- 夫人 (Mrs. C. X. Iarrabee)
- ミンガン州デトロイトの Pathfinders of America.
- ニューヨーク刑務協會
- ミネソタ州デユルスの慈善協會
- ワシントン州ポートエンジェルスのエムソーヤー氏 (Mr. M. Sawyer)

教育事業

我が委員會長アドルフレイゾーン氏はアトランティックマンズリー (Atlantic Monthly) レヴューオブレビュー (Review of Reviews) オムチユリー (Century)

特殊問題の研究委員會との協力

(一) 我が委員會はニューヨーク州のために刑務計畫を立つ
 チョーチ、ダブリュー、ウィツカーシャム (George W. Wickersham) 閣下が議長であり、一九二二年我が委員會が召集した會合に於て組織された。此の委員會はニューヨーク州の刑務所に服役せる輕罪受刑者に關する狀況の調査を完了した。その同囚の數は精神衛生學のために我が委員會によつて研究された。その法律狀態はウィツカーシャム氏 Mr. Wickersham の事務所によつて研究され、要領書が準備された。工業的及び經濟的方面は州刑務委員會、ニューヨーク刑務協會、婦人刑務協會、婦人クラブ州同盟、慈善會、慈善補助協會、ウエストチエスター郡矯正院、ニューヨーク州協會及び我が委員會によつて研究された。調査はすべて整理せられ必要な立法が決議された。法案は直ちに立法部に提出せられる様に立案されつゝある。

(二) その他の州の刑務委員會との協力
 コンネクティカット婦人投票者同盟は我が委員會が準備せる質疑書 (questionaire) を用ひて同州に於ける刑務所の狀態を調査してゐる。サウスカロリナ婦人クラブ同

の諸新聞に論文を寄書せられ、又二三の論文は全國に於て新聞によつて公にせられた。行政部長イー、スタツグホイティン博士 (Dr. E. Stagg Within) は過去十年間に於ける刑務所作業發達の概況を「受刑者即ち公衆奴隸」(The Prisoner: Public Servant) に於て論述してゐる。これはサーヴエイ紙 (Survey) によつて發表せられ、廣く普及させるために我が委員會によつて再印刷された。ヒューフレーション氏の演説「刑務所作業と社會」は再刊され、その數千部が配布された。一九二二年に於ける我が委員會の事業及び工業會議の報告は公にせられ、また一般新聞のみならず「サーヴエー」紙、「總同盟新聞」のために新聞材料が準備された。

會員の増加

一九二三年中に於ける我が委員會の發達は著しいものであつて、會員の數も漸く二千名だつたものが二千七百名を超えるに至り、今や三十八州コロラド、ビヤ地方、ホノル、及びポートリコを包含するに至つた。尙ほ委員會は十一月レウイゾーン氏邸に開かれたる會合に於て二百八十一名の會員が繼續して、更に五年間財政上の補助を保證せられた事を報告することを誇るものである。

盟の制度關係に關する委員會も同様の調査をしてゐる。フロリダ州セントオウガスチンの市民委員會は我が委員會の代表者ジョセフインリンドレー嬢の指揮の下にセントジョンズ郡のために古い柵を取除いてそこに工業的作業場を建設した。——これフロリダ州に於ける輕罪受刑者に對する適當なる保護の第一歩である。

(三) 宗派聯合會議團(Interdenominational Conference)と協力してすべての受刑者に對し精神的發達の機會を與ふべき方法を計畫す

宗派聯合會議團は刑務所内に於ける精神的發達の機會に關する狀況を研究するため我が委員會によつて組織されたものである。三州に於ける現在の狀態は今調査中であるが、これがやがて同會議團の將來の活動の基礎を造るに至らんことを希望してやまない。委員會はまた聯邦教會委員會と協力して宣教師及び教會員が彼等の社會の刑務所、拘留所及び市立刑務所に於ける受刑者及び被疑者に對し彼等の責任を盡くす様に誘導することを努めた

一九二四年度の計画

(一) 行刑契約及びその他すべて受刑者を傷害してその勞働を搾取する有らゆる制度の廢止及び官用主義の下に於

ける消費のために日用品を生産する刑務所工業の漸進的發達を期すること。

(二) 刑務所所在地附近に於ける賃銀の一般的比率に基いて受刑者に賃銀を支拂ふこと、受刑者を扶養する按分比例的費用は彼等の賃銀から差引かなければならぬ

(二) 受刑者の賃銀を受刑者の妻や家族が利用しうる様な方法を發達せしめること。

(四) 受刑者の精神的及び肉体的欠陥を矯正し及び労働による教練によつて彼等が社會に復歸する準備をなさしめる方法を組織すること。

(五) 犯罪婦人及び不良少女の保護及び教育と關聯せる特殊問題の研究を繼續すること

(六) 既決受刑者を郡刑務所から移送して州管理の下に工業的作業場に委託する様全國的運動を發達せしめること

(七) すべての受刑者のために精神的發達を與ふべき適當なる機會を發達せしめることについて宗教團體と協力すること。(完)



奈良刑務所

八月三十一日天長節に因める教誨を少年成年の二席に分ちて施行し、午後零時三十分より再び前同様の區別に従ひ有資格者を教誨室に集め、蓄音器を演奏し、午後二時三十分終了したり。

蓄音は君ヶ代、兒島高德、乃木大将墓參、敷島艦行進の四種とし、教誨師より蓄音器使用の趣旨及歌詞の意義に付き訓話を施したり。

聽衆の感情に就ては音譜、受刑者の年齢等に依り一樣ならず、即ち君が代は執れも教誨の態度を以て著應し、敷島艦行進は和

告報りよ所務刑

樂の狀あり、只兒島高德及乃木大将墓參の二種は成年受刑者に對し、多大の感化を與へたるも、少年受刑者は特に記するに足るものなきを認む、畢竟子を思ふ親の情を知らざるに因るならん乎、音譜選擇上考慮を要する事項と信ず。

施行の經驗に徴し、音樂的のものを除きては、文句不徹底の爲感化の度を減殺せるやの憾あり。蓄音器の選擇は豫めラッパ等無ラッパ等に付き試験を行ひ、又當日は演奏前歌詞を二回讀み聞かせたるも兎角判明ならず將來は文句を印刷して貸與するか又は式場の前に大書表示するか何等かの方法に依り、徹底せしむる要あるを認む。

旭川刑務所

一、施行の日時場所及人員

八月三十一日午前九時より十時迄教誨室にて男受刑者百六十四人一席、同日午前十一時十五分より十一時迄女舎工場にて女受刑者八人一席、但出席せざる人員五十三人

二、使用の音譜

苦學の鐘、錦の御旗、乃木大将、橋大隊長

三、使用の狀況と觀察

當日は、天長節に付き集合教誨施行後有資格者を集合せしめ、所長自ら鑑察の趣旨

に基き講義したるに、受刑者は聖代の恩澤に浴したることを喜び、教誨師は本日使用の音譜に付き概略を説明し終り、「苦學の鐘」を始むるや、一同は講義中に顔色一變せり。

四、音譜に對する希望

受刑者の心情を觀察するに活動寫眞に比し一層緊張せり、想ふに教化力は視覺より聽覺の方深刻にして偉大なりしと認む、更に孝子貞女の實徳を加へられたし。

五、受刑者の感想

(一)、御訓示後最と靜肅の中に初めて蓄音機を耳にしましたときは受刑の身でありながら考へたら何んだか電氣に觸れたか水を浴せられた様な感じがして、難有い改心しなくてはならぬとした外に、何にも書くことが出来ません。

(二)、少年の時より一家打掃で蓄音機を聞いて來たが今受刑の身を以て聞くことは非常に相違であつて、先きは只娛樂的に今は自己修養の動機を與へて下されたことを喜びます。

(三)、浪花節より琵琶の方が何とも云へぬ感じが致しました、時勢に遅れないように、文明的修養を致させて下された御上の御慈悲に感謝致します。

(四)「苦學の錦」の「人の股をくちりて」とある一節に自分は殆んど連続的の職業生活は誠に遺憾に堪へません、此の、天長節に當り、雖も有良樂に接したることを永く記念致します。

(五)、就中橋大隊長は明治三十七年八月三十一日明方遼陽一の要塞と云はれたる非山壁にて戦死せられたることを追憶しますと、噫今日は日も同じ三十一日之れを聞いて實に其の當時を思ひ浮べて、一層追悼の念を深くしました、自己の境遇を顧み懺悔の思ひに堪へられませぬ、此上は過去は過去として葬り去り、新生活に入り、君に報ひ親に盡さんと決意を益々堅固に致しました。

高松刑務所

八月三十一日天長節當日教誨の際著音器を使用したにその状況左の如し。

- 一、使用せしレコードの種類
 - 一、君ケ代、森の鍛冶屋、乃木大将墓参り
 - 一、著音器の成績
- 著音器は當地に於て購入したるに、音聲高期にして、場内(教誨堂)の隅に迄明瞭に聴取することを得好成績を示せり。

利私慾に驅使せられしを眞に懺悔す。
(ア)、ア、努めよ、勤めよ、次の日曜を樂みに、今や活動寫眞あり、著音機あり書齋の隨意閱覽あり、無窮なる教誨あり吾々は遅延乍ら精神修養に努め、國恩の廣大にして寛大なるに報答せなければならぬと誓す。

- 一、現代社會設備の變遷に對する感想
- (イ)、現代社會が吾人の如き刑徒にある者を遇するに斯くまで各種の教化用を以て善導せらるゝかを思ふては、社會の變遷の著しきを感じ、同時に感謝の辭なし
- (ロ)、喇叭なしの著音機を見るにつき、社會文化の進歩に驚く。
- 三、不備缺點と感ぜし點
- (イ)、餘り低音にして充分聴取り得ざれば、機械調節方法に拙き故なり御研究を乞ふ。
- (ロ)、途中針の脱線等により直直しをなすは興味を半減す。此點注意ありたし。
- (ハ)、節もの、レコードの外に名士の講演ものレコードをより多く選定願たし。
- 四、興味を感じたる點
- (イ)、虫の音さへ聞くこと能はざる私共が今著音器の美聲を聴かされては心浮き立ち、引込屋の私等も活氣生じ

收容者の大部分は聽聞有資格者に有之の等者は聖代の恩恵は囹圄の内に及び、昔日夢想だにせざりし活動寫眞の觀覽を許され、今又著音器を聴かざるに至り、誠に感激に堪へず此を機として心機一轉改悛の實を擧げ、再び社會に害毒を流布せずと誓ふ者多し。

一、レコードに對する感想
「君が代」の獨唱に對しては一般敬虔なる態度を以て謹聽せり。次に森の鍛冶屋は音樂の趣味を有する者少なく、其感想として「單に面白かつた」と云ふに止まり、或者は「歌劇を見物した様な」と云ひ、或は「歌劇見物中居眠を催し刑務所の夢を見しが如き感あり」と云へるものあり。之を要するに一般收容者は思想低級にして、音樂を解する者少なく、隨て右音譜により効果を収めたるの量は僅少と認む、次に乃木大将墓参りに至りては全衆涕泣歎息し、乃木大将の忠臣愛國の結晶たる崇高なる人格に感じ且無智なる老婆の母性愛に深く感動し家郷を聯想し、自己の今日を顧みて將來の改悛を期する者多数にして、此の種のレコードは感化上極めて有効のものと史料せられたり。

富山刑務所

是が爲め神經衰弱に罹るの恐なし。
(ロ)、地獄に佛に遭ひし心持、ただ音律に心奪はれ、忘我の境に入るの想をなす。

- 五、不快の念を感じたる點
- (イ)、著音器を聴き得ざる氣の毒なる多くの同收容者に對し同情の念禁じ難し。
- (ロ)、時々聞き苦しき低音或はキシル音等の場合には不快に堪へず。

神戸刑務所

九月二十二日教誨堂に於て著音機を聴かしむるに先たち所長より一場の訓示を與へ次で教誨師は教誨を加へて教誨師は更に著音機の歌詞の意義を説きて、教訓をなしたり。

- 當日使用の曲目左の通り
- 一、森のかぢや
- 二、苦學の錦
- 三、錦の御旗
- 受刑者の感想
- 片岡と云ふ苦學生が町の角に立つて新聞を買つて居た、通りかゝつた男に新聞を一枚買つてくれ給へと頼んだ時、買つてはしくばをれの股をくちりて居ると云つた。彼はおのれ何んば落ちぶれて居るとは云へ、股をくちりては腹を立て腹をくちらうと思つたのを思ひ返して勘忍した所を聞いた時私の体の血が頭から足の先まで走りまわる様な氣がした。實に残念であつたらう、くやしかつたであらう。これが私であつたらう、きつと眠つていたでせう、自由の出来ないこの中に居てさへ、些細な事で喧嘩、口論をなす少しも忍耐と言ふ事なかつた私は實に恥かしく感じた。

金澤刑務所

レコードの受刑者に對して與へたる感想
一、道德觀念上の利益
(イ)、聖代の恩澤と文化的教育のシメ
一、一身に込み、其後は毎日感激の生活をなす。
(ロ)、古今の忠勇美談を聴く毎に己が私

誤植

刑政第三十七卷第九號所載「刑務所とは何んぞや」の記事中誤植あれば次の如く訂正す。



熊本刑務所收容 中死亡者追弔法 會概況(報告)

大正十三年九月廿三秋季皇靈祭をトし、當所收容者中死亡者追弔法會を教誨堂に於て舉行せり。當日は午前九時卅分より開始導師として大谷派本願寺熊谷教務出張所赤星布教使出仕し、尙來實には長澤熊本醫科大學長同解部學主任竹屋教授熊本地方裁判所檢事正代理、前田檢事其他當幹部職員臨席し、席定まるや、先づ教務主任は總集に對し、追弔法會舉行の次第を告示し、次に法要勤修あり、終りて所長弔祭詞朗讀並びに焼香續いて來賓及職員の焼香あり、此時受刑者總代にも亦焼香を爲さしめたり。後導師の教誨及所長の告諭を以て式を終りたるが、其間一般列席受刑者五百八十餘名は終始克く靜肅を保ち、何れも謹愼敬虔の面持にて感極まりて暗涙に咽ぶものあるを見受けたり。斯くして午前十一時三十分全く式を了へたり、因に當日は一般收容者に對し供物饅頭二箇宛を配與したる處何れも喜色面に現はれ、感謝の狀あるを認めたり。

雁信抄 在倫敦 塵風子

これは私の不案内な軍の話である。今日、即ち八月の六日は英國にとつて忘れぬ事の出来ない日である、(尤も大抵の人は忘れて居ると神碩學が概嘆して居たが)三百三十六年前の此の日に、西班牙の無敵艦隊を潰滅した英國の海軍が凱旋したのである。當時世界の雄邦たる西班牙が前古未嘗有の大艦隊を派遣して英國を一蹴し去らむとしたのである、これには宗教上の動機もあり、西班牙の國王が女皇エリザベスに結婚を申込んだが拒絶せられた怨もある、斯くて、其の大軍は軸糧相叩んでビスケーの海を歴して、堂々乎として英國に向つたのであつたが、七月の十九日には敵艦見ゆとの警報が英國の朝野を愕した此の時英軍の提督サー、フランシス、ドレークは球投げに夢中になつて居た。そして「まだ早い、心配しないが宜い」と云つて、相變らず球を投げて居た、こゝろが東洋豪傑式なのだらう誰が豪傑を東洋の專賣にしてしまつたのかわからないが、兎に角ドレークは十九日には東洋式だつたけれども、二十日の味爽にはすつかり西洋式になつて居た、即ち、寡勢を以て大敵を邀へ討つ機微の計劃成つて必勝を期して出動したのである。此の海戦中風の方向も波の工合も英軍に甚だ有利だつたと云はれて居るが、寧ろ専門家は總べてが英軍に不利であつたので、英軍の捷利は一に其の敏快な行動に因るものと主張されて居る、二十一日の朝、西班牙の提督シドニヤスが英軍を見て驚いて、四戦の命を下した時には、英軍は既に敵の皮肉に喰ひ込んで居た、英軍は前晚微かな月の光を便りにして、私かに敵の艦隊に近附いて居たのである、英將ドレークやフロビシヤは準の如き輕快を以て、一直線に奮進して、敵を屠るか、己れ斃れるかの戦法を執つた、所謂捨身の

北 南 西 東

術である、而して此の壯烈無比な計劃は功を奏した戦争は一週間に亘り、更に追撃一週間に及んだが西班牙軍が巨城の如き大艦を失ふ事十一、海の漢層と消え失せた者が八千余人であつたのに對して、英軍は船一隻も失はないで、戦死者は僅に百余人だつたと云ふ、此の勇敢な捨身の戦法は、それから二百余年の後に、ネルソンの試みて大捷を博したところである、今度の世界戦争中のジャットランドの海戦に、英軍の提督ジェリコー卿の執つた戦法には兎角警報の聲が高いやうで、昨今更に批評が盛り返されて居る、批難者の指摘するところは、要するに、今少しく捨身の術を加味す可きであつたと云ふに在る。

二 多産獎勵

今度の世界戦争に最痛苦を嘗めたのは、何と事ふても佛蘭西であらう、戦死者は百三十五万七千人に上り、之れに負傷者を加へると、合計二百五十二万一千六百人の多数に及んで居る、さればなきだに出生率の少い佛蘭西では、戦後人口の減



(校學中芝)場々會大業事護保法司催主會成輔

少に大分氣を揉んで居るらしい、統計の示すところに依ると、佛蘭西では一昨年に於て出生数が死亡數を超過する事僅に七万五千七十九人、一昨々年は此の差額が十一万七千余だつたのだ、ところが、最近佛蘭西のリューネウイの陶器師の女房が、第十八人目の兒を芽度産んだ、そこで、ポアンカレイ氏夫妻が懸々同所へ出張して、名附親として命名の式に列り、大家族協會と事ぶのが盛大な祝賀會を催すそうである。私は此の大家族協會の性體を知らないが、大家族を中心として民法親族篇を改正せよと云うのではあるまい、恐らくは多産獎勵の會だらう、ポアンカレイ氏は人も知るが如く、前總理大臣前大統領で、熱烈な愛國政治家である。

三 非多産獎勵

これは又正反對の話である、失張近頃の事である、英國の裁判所で、被告代理人が辯済の延期を嘆願した

苦しむのでと云つた。そこで、判事が八日待つてやれば、又八年待つて呉れと云ふのだから、八年待つてやれば又八人兒を産む迄待つて呉れと云ふのだから、早婚多産は此國の美徳だといつた、英國の判事は一世の師表であつて、其の言ふところは當に事件を拘束するのみならず、廣く社會に影響を及ぼすのである、而して、英國にも多産奨励の連中もあるのだが、判事の此の言葉に對して異論を挟むが如き、非禮を敢てする者はないのである、更に、倫敦の政治安裁判所で、或犯人が私は子供が十三人もあるのですから、どうか御寛人に願ひますと云つたところが、マジストレイト(市町村關係の吏員で、本當の裁判官ではないが、治安裁判所では裁判の位に當るもの)がそんな事は自慢にはならないと云つて却けた、此の一二の例で、英國の判事又はマジストレイトが冷酷であると連断してはいけない、温情に富む事に於ては、英國の判事又はマジストレイトは蓋し世界の模範であらう、要するに、人口問題は重大な案件である、多産是耶、制限非耶、私は之れに就てはいくら考へたところもあるが、竝には之れを論じない。

四 治外法權

今度英國と露國の勞農政府との間に協約が出来たが、之れに就ては議會でも大分議論が沸騰したし、民間では反對の聲が高いやうである、殊に露國の代表全員に對して、例の治外法權の特權を認むとの條項が、専門家一部の頭痛の種になつたらしい、之れには一つの因縁話がある、事はビーター大帝に關係する、當時英國に駐在した露國使節の從僕が、五百圓の借金之支拂の限に依つて

す可きものが五十萬弗に上ると云ふ事である、成程之れではいくら資金國でもやり切れないだろう。

六 三つの希望

トロヤの王パリスが黄金の林檎を最も美しい女神に捧げると申出た、之れに對して、三人の女神がわたしを最も美しい女神として其の林檎の持主にして貰ひ度いと、各自私かにパリスに云ひ寄つた、それには、夫々お禮がある、權力の女神ジュノーは、わたしを最も美しい女神だと云つて呉れ、ば、御前を地上で最高の權力を與へると云つた、智慧の女神ミネルズは地上で最高の智慧を借すと申し込んだ、美の女神ヴィナスは、地上で最も美しい女を世話すると誘惑した、權力も欲しいし、智慧も結構だし、美人固より賛成だ、どちらにしようかとパリスも迷つたが、遂に美人を擇ぶ事にして、ヴィナスに林檎を渡上した、そこで、ヴィナスは約東通りに、世界で最も美しい希臘の王妃(ヘリン)をパリスに與へる、ヘリン奉還の爲希臘軍がトロヤを攻める、之れがトロヤ戦争の發端である、此の傳説は私は最も希臘の色を帯びた、優しく、美しい話だと思つて居る、之れに似たやうな實話(少くとも然様に傳へられる)がある、今英國上下の尊敬の中心である皇太后アレキサンドラ陛下は丁扶王家の出である、今年八十一歳になられるから話は六十余年前の事である、或る夏の夕、丁扶宮殿の花間で、三人の姉妹の内親王が何を最希望するかと云ふ事に就て論ぜられた、一人は賢くなり度いと云つた、一人は善い事をする爲めに權力が欲しいと告げた、一人は私は愛いされ度いと云つた、賢くなり度いと云はれた内親王は今の露西亜の皇太后で、權力を望ま

監獄に入れられた、(以前在つた借金監獄である)之れを聞いたビーター大帝は赫然して、關係諸役人を全部即刻死刑に處せられたいと、強硬な抗議を提出した、之れには英國の滿廷震駭して、只管手落ちだつたと釋明した上に、關係員を死刑に處する事だけは斷つたが、嚴重に戒諭する事を誓約したのみならず、今後斯様な失態(?)の起らないやうに、新に法律を制定して、それが總會を通過したのだ、それに女皇アンが親署して、特使を總々露都へ遣して持たせてやつた、流石のビーター大帝も此の鄭重な謝罪振(?)としては満足意を表したらしいが、英國では之れを屈辱甚しきものとして憤慨する者が多かつた、此れは別の問題だが、英國の朝野は懷柔策だか何だか知らないけれどもビーター大帝に對しては余程好意を表したのらしく、大帝が倫敦へ來て職工の修業した時にも、陽に蔭に、非常な世話をしたと云ふ事である、其の頃大帝の寄寓した家は今は建て替へられたが、矢張其の跡は名所の一つになつて居る。

五 煩瑣手續

米國の刑事訴訟の手續は兎も無駄が多い、少くとも、無用の手数を掛ける事があると云ふ事は、既に米國に於ても其の批難があつて、殊に英國の的確敏速な事件の審理に比べると、甚しく遜色があると云はれて居る、現にシカゴで人の視聽を惹いて居る金満家の一人息子を、之れも有福な良家の二青年が推殺したと云ふ事件で、被告人側では頻に被告人の精神状態の鑑定を主張して、之れが屢々繰り返へされた、事件は未だ終結しないが、既に要した費用が州の負担となる可きものが、二十萬弗、被告人側の支出

れた方はカムベラランド公爵夫人になられた、愛を求められた内親王こそ、則ち今の英國の皇太后陛下である。(大正十三年八月)

第五回司法保護事業職員養成所開始

十月一日午前十一時より輔成會に於て第五回司法保護事業職員養成所開所式が舉行された。講習期間は約四ヶ月にして明年一月二十四日終了の豫定である。講習科目並びに入所者左の如し。

社會政策	東京帝國大學助教授 戸田貞三
少年法矯正院法	司法省保護課長 官城長五郎
統計學	慶應大學講師 横山雅男
倫理學	東京帝國大學教授 吉田勝致
犯罪社會學	東京帝國大學講師 勝水淳行
刑事政策	司法省行刑局長 泉二新熊
社會事業	日本大學講師 生江孝之
行刑法概論	司法書記官 松井和義
法學通論	同 同 同
釋放者保護實務	同 同 同
同	同 同 同
釋放者保護概論	同 同 同
社會教育	本會常務理事 香川又二郎
犯罪心理	文部省社會教育課長 小尾純治
	司法省屬託文學士 石井俊瑞

科外講義

入所者氏名

原籍	氏名	宗派	原籍	氏名	宗派		
青森	横山	機應	曹洞	京都	都内	知光	淨土
神奈川	倉橋	玄鳳	同	東京	志茂	建實	曹洞
巖手	海野	義雄	同	愛知	大橋	一道	同
愛知	平野	澄觀	同	大阪	伊藤	宗順	淨土
同	江海	黃中	同	愛知	前田	慧尹	曹洞
大阪	片岡	說賢	淨土	同	山内	順徳	大谷派
鳥根	中津	慎我	同	山形	那須	實也	同
山梨	竹中	正義	曹洞	北海道	石原	廣榮	同
滋賀	櫻原	信英	大谷派	愛知	伊藤	眞諦	同
富山	眞門	道雄	本派	茨城	中里	泰雄	淨土

計二十名

第二回刑務教誨練習所開所

六月十一日より刑務協會に於て講習中なりし東西兩本願寺經營の第二回刑務教誨練習所は豫定の講習も終了し、九月三十日午前十時半より開所式を舉行す。式次第は本多刑務教誨練習所長より修業證書を授與したる後同所長の告示、泉二行刑局長の訓示、鹽野參事官の講師總代祝詞、練習生總代福島彰信君の答詞ありて式を終れり。

修業生の氏名左の如し。

濱田	大巖	高木	旭靜	宇野	野海
福島	彰信	北條	敷賢	山浦	惠能

注意の概要左に掲ぐ、

泉二刑務官練習所長訓示

先月實務練習開始當日諸君の大部分に注意するところありしが、本日は全員集合され、又明日より學科の授業開始さるゝを以て、一言希望したし。

練習所開所の目的は行刑事務の爲めに有用なる人物を養成するにあるは諸君の熟知せらるゝところなり、而して開所の度を累ねること既に十五回、今回は第十六回に相當す、從來開所せる練習所の成績は良好にして概して其の目的に副ひたることは諸君と共に喜ぶ、諸君は練習生となられたりと雖、普通の學生とは異り、職務を奉ずる身なる事を克く念頭に置き在所中は夫れん、刑務所に於て従事し居たる時と同様に充分勤勉されたし、又實務練習中は炎暑にも拘らず恪勤精勵されたることは甚だ満足するところなり、尙未だ暑氣去らず、移り變りの時季なれば各自愛せられて健康を保たれ學問に勉勵されんことを希望す。

從來練習所の成績は概して良好なりと雖、選拔され優秀刑務官として將來を囑望されし者が、練習期間内に練習生としての面目を丸潰にせる行動をなせし者一二ありたり、こは畢竟以前から素行が悪かつたと云ふにあらざり、一時の圖らざる過より竟に深みに沈淪したるものなりと思ふ、洵に恐るべきことなり、諸君は飯任後刑務官吏の模範となり受刑者を善導する大任を有せらるゝを以て、自

藤岡	宣教	味道	精禪	鈴木	眞一
西武	雄	岡田	教准	興隆	圓海
藤原	教圓	佐々木	俊惠	佐藤	經雄
三輪	教門	吉田	壽遠	栗田	紀道
二葉	實俊	寺西	教專	菅原	一秀
高田	英龍	須床	達仁	(順位によらず)	

會報

第十六回刑務官練習所開所式舉行

實務練習は九月十日を以て終了し、翌十一日午前十一時より本會の講堂に於て開所式を舉行す。式の順序は先づ振鈴と共に入所生一同入場、次ぎに泉二練習所長、宮城保護課長、芥川衛生官、松井、岡部、正木各書記官、東京所在四刑務所長、香川常務理事、島田、江村兩主事列席先づ香川常務理事學式の辭を述べ、次いで泉二所長より訓示あり、訓示終るや直ちに式を閉づ、所長並びに來賓一同退場後、香川常務理事より練習生一同に一場の注意あり、正午過ぎ退散す入所生氏名及び授業課目は前號報道の通りである、泉二所長訓示及び香川常務理事の

己の職責を辱かしめざる様特に自重されたし、短期間に練習學課目多くして、修學容易ならざれども、何れも將來の執務上缺くべからざるものなれば、全課目に通じて孜々研鑽し、以て此の練習を無事終了されんことを冀ひてやまず、以上を以て挨拶の詞とす云々。

香川常務理事注意

前例に倣ひて、諸君の中より總代二人を選出していたゞきたい、當方より諸君に通知する事項や用向を御傳へしたり、手當や旅費を支給したり、又諸君より當方に御希望を申出でらるゝ場合等には總代に取次いでもらへば萬事便宜だと存じます、前回にも二人選ばれたように記憶してゐます。又萬事整頓する事に注意されて、筆記に墨汁やインキを使用さるゝ際には座席を汚さないやうに各自御注意を願ひます。

勉強の仕方には豫習と復習とが大切なこととはどの先生も云ふことで、そうするのが記憶が永く保持されると聞いてゐるが、私もそうするがよいと思ひます、然し一時的では効は尠なく、繼續してやるがよい、私の経験に依れば熱心に勝るものはない、熱心にやれば記憶力も増すものである、一昔のことであるが、私の経験を申せば、その日に聞いた講義はその日に復習し、復習の済まない中は決して遊びに出なかつた、尤も私は東京に住んで居たからそう出来たので、地方から上京した方は見物にも出なければならぬからそう出来ぬかも知れませんが、兎

明治二十七年二月二十六日(第三種郵便物認可)

大正十三年十二月一日發行(毎月一回一日發行)

No.		Name		Address		Remarks	
1	1	山田	太郎	東京	市	1-1-1	
2	2	田中	次郎	大阪	市	2-2-2	
3	3	佐藤	三郎	京都	市	3-3-3	
4	4	鈴木	四郎	名古屋	市	4-4-4	
5	5	高橋	五郎	福岡	市	5-5-5	
6	6	中村	六郎	仙台	市	6-6-6	
7	7	小林	七郎	札幌	市	7-7-7	
8	8	西村	八郎	旭川	市	8-8-8	
9	9	山口	九郎	釧路	市	9-9-9	
10	10	北村	十郎	帯広	市	10-10-10	
11	11	田村	十一郎	青森	市	11-11-11	
12	12	渡辺	十二郎	秋田	市	12-12-12	
13	13	森田	十三郎	山形	市	13-13-13	
14	14	松本	十四郎	岩手	市	14-14-14	
15	15	伊藤	十五郎	宮城	市	15-15-15	
16	16	清水	十六郎	福島	市	16-16-16	
17	17	山崎	十七郎	茨城	市	17-17-17	
18	18	木村	十八郎	栃木	市	18-18-18	
19	19	高木	十九郎	群馬	市	19-19-19	
20	20	斎藤	二十郎	埼玉	市	20-20-20	
21	21	藤田	二十一郎	千葉	市	21-21-21	
22	22	佐々木	二十二郎	東京	市	22-22-22	
23	23	渡辺	二十三郎	東京	市	23-23-23	
24	24	山崎	二十四郎	東京	市	24-24-24	
25	25	木村	二十五郎	東京	市	25-25-25	
26	26	高木	二十六郎	東京	市	26-26-26	
27	27	斎藤	二十七郎	東京	市	27-27-27	
28	28	藤田	二十八郎	東京	市	28-28-28	
29	29	佐々木	二十九郎	東京	市	29-29-29	
30	30	渡辺	三十郎	東京	市	30-30-30	